

第23回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料5-3
平成21年5月19日	

幼児教育の無償化について (中間報告)

平成21年5月18日
今後の幼児教育の振興方策に関する研究会

目 次

1. はじめに.....	3
2. 幼児教育無償化の意義及び必要性・重要性.....	4
(1) 総論	4
(2) 幼児教育の重要性に関する認識の高まり	4
(3) 幼児教育の教育的・社会経済的効果	5
(4) 少子化対策としての位置付け	5
(5) 諸外国との比較	6
3. 無償化の対象	8
(1) 総論	8
(2) 対象者	8
(3) 対象年齢	9
4. 無償化の仕組み.....	10
(1) 無償化の仕組み	10
(2) 無償化に関連する課題	13
(ア) 教育の質の維持・向上について.....	13
(イ) 義務教育化について.....	14
(ウ) 国・地方公共団体による幼児教育の提供の責務について.....	14
5. 無償化の財源及び制度化の時期.....	16
(1) 財源	16
(2) 制度化の時期	18
6. おわりに.....	19

(資料1) 教育基本法(抄)	21
(資料2) 学校教育法(抄)	21
(資料3) 諸外国における幼児教育の投資効果に関する研究成果	22
(資料4) ペリー就学前計画における40歳時点での主な効果	23
(資料5) 教育投資に対する収益率のイメージ	23
(資料6) 情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会報告書(抄)	24
(資料7) 子育て家庭の意識調査結果	25
(資料8) 諸外国における幼児教育の無償化に係る動き	26
(資料9) 幼児教育費の国際比較	27
(資料10) 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較	29
(資料11) 教員の平均年齢、平均勤務年数、平均給料月額の比較(設置者 別・学校段階別)	30
(資料12) 市町村における幼稚園・保育所の設置状況	31
(資料13) 幼稚園及び保育所の一人当たり年間コスト負担	31
(資料14) 幼稚園と保育所の費用負担の比較(平成21年度政府予算ベー ス)	32

1. はじめに

教育は、子どもの望ましい発達や健やかな成長を期待し、子どもの持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、「生きる力」を幼児期から育成することは、極めて重要な意義を有している。

こうした認識の下、平成18年に改正された教育基本法では、新たに「幼児期の教育」が規定され、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされた。

一方、近年、先進諸国を始めとした諸外国においては、幼児教育を、教育的効果が高いだけでなく、社会経済的な投資効果も極めて高い公共的事業としてとらえ、国策としてそのコストを社会全体で負担する「無償化」の取組を加速させており、今や幼児教育の無償化への取組は世界の趨勢である。

資源に乏しい我が国が将来にわたり持続的に発展していくためには、子どもが持つ大きな可能性への投資が極めて重要である。国際競争力の維持・強化の観点からも、社会経済に大きな影響を及ぼす幼児教育の無償化は、我が国にとって国家戦略上、喫緊の課題となっている。

このため、政府としては、平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太の方針2006）において、「幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討」することとされ、幼児教育の無償化は、政府の重要課題として明確に位置付けられるようになった。以降、累次の閣議決定がなされるなど、幼児教育の無償化の重要性はますます高まってきている。

本研究会は、これらを踏まえ、平成20年5月から、諸外国の取組状況や財源、制度等について調査・検討及び議論を行ってきたところであり、今般、これまでの検討結果について中間的に取りまとめた。

2. 幼児教育無償化の意義及び必要性・重要性

(1) 総論

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に、子どもが質の高い幼児教育を享受できることは、その心身の健やかな成長にとって極めて重要な意義を有している。
- さらに近年、幼児教育に関して、
 - ・ その重要性に関する認識が高まってきていること
 - ・ その教育的・社会経済的効果が実証的に明らかになってきたこと
 - ・ その経済的負担の軽減が少子化対策上の施策として求められていること
 - ・ その重要性を認識した諸外国が無償化の取組を進めていることが指摘されている。
- これらを踏まえると、幼児教育に係るコストを社会全体で負担し、幼児教育を無償化することにより、全ての幼児が幼児教育を享受する機会を実質的に保障することは、我が国の国家戦略上の喫緊の課題であると言える。

(2) 幼児教育の重要性に関する認識の高まり

- 幼児期の教育は、子どもの基本的な生活習慣を形成し、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な役割を担っている。
- このため、教育の目標として今日特に重要と考えられる事項として、先般の教育基本法改正において、新たに幼児期の教育に関する規定が創設された。
- さらに、従来から幼児教育の中核としての役割を果たしてきた幼稚園についても、改正学校教育法において、子どもの発達の段階の観点から、学校種の規定順が見直されて、幼稚園が学校教育の始まりとして最初に規定されるとともに、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ものであることが明記された。
- このように、幼児教育の重要性についてはこれまでも教育に係る様々な場面で指摘されてきたが、近年特に、全ての幼児が質の高い幼児教育を享受できる環境づくりの必要性についての認識が高まってきている。

(3) 幼児教育の教育的・社会経済的効果

- 幼児教育は幼児の望ましい発達をもたらすという教育的効果のみならず、社会経済的効果を有しており、その波及効果は社会経済全体に及ぶものである。
このことについては、近年、諸外国において、米国でのペリー就学前計画における研究を始め、英国やニュージーランド等での大規模追跡調査などで、質の高い幼児教育が、その後における成績の向上や進学率の上昇、所得の増大、犯罪率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られている。
- これらの研究成果では、小学校就学前に実施される幼児教育は、小学校就学後の教育投資の効果を増大させ、その効果は成人後まで及ぶと指摘されている。
幼児教育は、「後伸びする力」を養うことを念頭において、将来への見通しをもって、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものである。一連の研究成果では、幼児教育は外形的に測ることができるような能力（認知的能力）の上昇のみならず、意欲、忍耐、根気などの能力（非認知的能力）を育み、これが小学校就学後、成人後にも大きな効果をもたらすものと考えられている。
- また、脳科学の分野でも、一般に、脳の生理学的な発達に連動して、それぞれの脳機能ごとに、環境や訓練・学習により脳の構造・機能が大きく変化しやすい感受性期（臨界期）が存在することがわかってきている。そして、この脳機能の感受性期の多くが、幼児期に存在することが明らかになってきている。このように、幼児期は人間の発達にとって重要な時期であり、幼児教育の重要性が科学的にも裏付けられてきている。
- なお、我が国においては、前述したような幼児教育の効果に係る大規模追跡調査は実施されていない。幼児期の教育とその後の学力・生活実態との関連についての調査・研究を行い、科学的な検証を更に進めるなど、一層の基盤的調査研究が必要である。

(4) 少子化対策としての位置付け

- 幼児期は一般に親の年齢が若く、収入も少ないことから、子育て家庭にとって、幼児の教育・保育に係る費用は過重な負担となっており、教育費の負担軽減は少子化対策上の施策として最も要望の高いものである。

- 子育て家庭に対するアンケート調査結果によれば、子どもが保育所や幼稚園に通う世帯の約6割（第1位）が、子育て費用の負担感の内容として、「保育所や幼稚園にかかる経費」を挙げている。
また、子どものいる20～49歳の女性のうち、少子化対策として「経済的支援措置」が重要だと考える人の約7割（第1位）が「幼稚園費等の軽減」を望んでいる。
- また、少子化社会対策基本法においては、国及び地方公共団体の責務として、奨学事業など子育て家庭の経済的負担の軽減が規定されている。例えば、保護者の経済的負担の軽減を図る施策である幼稚園就園奨励費補助制度や保育制度等は、少子化対策関係施策として明確に位置付けられている。
- こうしたことから、子育て家庭の教育に係る経済的負担の軽減を実現するものである幼児教育の無償化は、少子化対策の一環としても重要性の高い施策と位置付けられるものであると言える。

（5）諸外国との比較

- 先進諸国を始めとした諸外国では、様々な形で幼児教育の無償化の取組が進められており、学校教育制度・保育制度のどちらに組み入れられているかの違いはあるものの、概ね3～5歳において教育・保育の無償化が進んでいる。
- 例えば、英国では1998年までに全ての4歳児、2004年までに全ての3歳児について一定時間分の無償化が導入されており、その対象時間も、順次延長されてきている。
韓国でも1999年より段階的に無償化が実施され、現在では5歳児の約3割が無償となっている。
また、フランスや米国では公立を中心に幼稚園が整備されており、伝統的に幼児教育は無償とされている。
- 他方、幼児教育費の国際比較を見ると、2005年現在、我が国は、OECD諸国の中で、
 - ・ 幼児一人当たりの就学前教育費は、4,174ドルで、25か国中19位
 - ・ 一人当たりで見た初等中等教育費に対する幼児教育費の割合は、57%で、25か国中22位
 - ・ 就学前教育費の対GDP比は、0.21%で、25か国中22位
 - ・ 就学前教育費の公費負担割合は、44.3%で、26か国中24位
 と、極めて低い状況にある。

- また、高齢化が進んだ社会においては、公的支出は高齢社会対策に偏りがちとなり、次世代育成支援のための経費が減少する傾向にあることから、投資配分の割合を積極的に次世代育成支援にシフトすべきであるとの指摘がある。

実際、高齢者に対する支出と子どもに対する公的支出の割合を見ると、我が国は、「高齢」関係が約47%、幼児教育費を含む「家族」関係が約4%となっており、諸外国と比較して、高齢者に対する支出の割合が高く、子どもに対する支出の割合が低い。

- 我が国は、幼児教育を始め子どもに対する教育費の支出の割合を高めるべきである。

3. 無償化の対象

(1) 総論

- 改正教育基本法における幼児期の教育には、幼稚園や保育所のみならず家庭や地域社会において行われる教育も含まれている。全ての子どもに質の高い幼児教育を提供するという観点からは、幼児を保育する全ての施設、家庭、地域社会が、相互に適切な役割分担をしながら、その教育機能を発揮していく必要がある。
- とりわけ、幼児期の教育においては、小学校就学前までに育つことが期待される「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを得ることが重要である。このため、幼児期の発達の特徴を踏まえ、同年代の幼児との集団生活のなかで、幼児が主体的な活動としての遊びを通じて、これらを総合的に身につけるよう導くことが大切である。
- 無償化のための公費を投入するに当たっては、このような幼児教育のねらいを達成するために、幼稚園教育要領等に基づいて計画的に環境を構成して行う教育を行っているかなど、幼児期にふさわしい教育として一定の質を有しているか否かを考慮すべきである。
すなわち、無償化の対象については、上述したような幼児期にふさわしい教育が制度的に担保されていることが必要である。

(2) 対象者

- 幼児期にふさわしい教育が実施されることを無償化の前提条件とすれば、まず、集団生活を通して「生きる力」の基礎がはぐくまれることを目指す学校教育法、幼稚園教育要領等の理念が実現されることが基本となる。
したがって、基本的には、下記の幼児を無償化の対象とする方向で検討すべきである。
 - ① 我が国の幼児教育の中核としての役割を担っており、学校教育法、幼稚園教育要領等に沿って教育を行うことが義務付けられている「幼稚園」に在籍する幼児
 - ② 学校教育法に掲げる幼稚園教育の目標が達成されるよう保育を行うことが義務付けられている「認定こども園」の幼稚園機能部分に在籍する幼児
 - ③ 幼稚園教育要領と整合性が図られた保育所保育指針に基づき保育を行うことが義務付けられている認可「保育所」に在籍する幼児

- 認定こども園については、認定こども園制度及び保育制度改革の動向を踏まえる必要がある。
- また、認可外保育施設等については、現状では保育所保育指針に基づく保育が法令上担保されていない一方、保育制度改革の議論において保育の質の引上げも検討されていることなどから、その費用負担の在り方については、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当である。
- なお、障害児通園施設や児童デイサービス等、児童福祉施設である障害児施設等に在籍する幼児についても無償化の対象とすることを検討すべきとの意見があった。

(3) 対象年齢

- 幼稚園に在籍する幼児については、現に3～5歳児を対象として集団生活を通じた教育が行われており、教育の機会均等の観点から、通園する全ての幼稚園児（3～5歳児）を対象とすることを基本とすべきである。
また、認定こども園の幼稚園機能部分に在籍する幼児についても、これに準じて取り扱うことが適当である。
- 同様に、保育所の幼児についても、集団生活を通じた教育としての幼児教育への適性の観点から見て、3～5歳児は無償化の対象に含めるのが適当であると考えられるが、認可外保育施設の扱いや保育制度における無償化の在り方と併せて、まずは保育制度改革の議論の中で検討されることが適当である。

4. 無償化の仕組み

(1) 無償化の仕組み

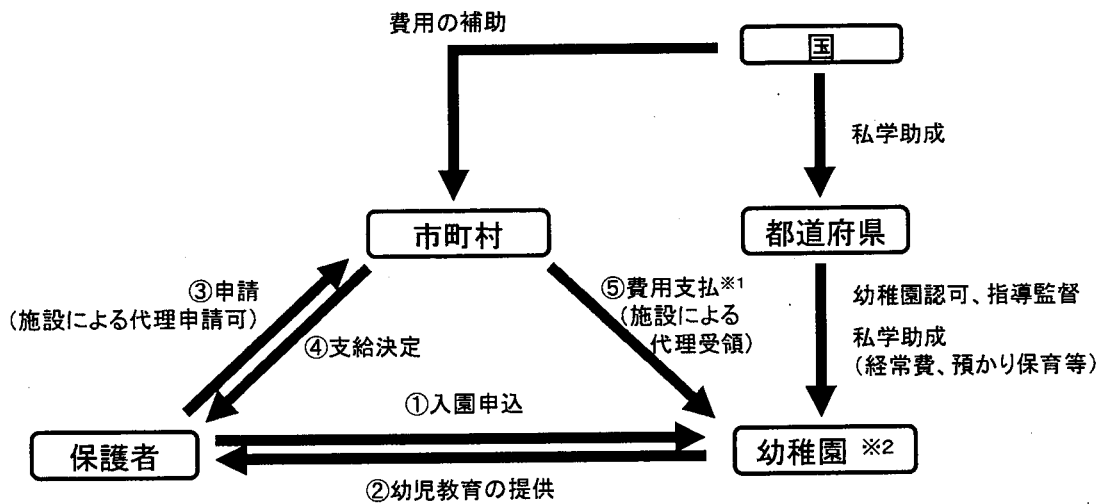
- ここでは、幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分の無償化の具体的な仕組みについて検討する。

なお、別途検討が進められている保育制度改革の中で保護者負担の在り方も検討対象となっており、保育所における無償化の具体的な仕組みについては、幼児教育の観点から、どの範囲までを無償化の対象とするかを含め、まずはその改革の議論の中で検討されることが適当である。
- 教育に係る費用についての公財政負担の方法は、設置主体の別を問わず、学校の運営費に対する予算措置（機関補助）と個人の教育費に対する予算措置（個人給付）があるが、この双方がそれぞれ達成すべき政策目標に応じて適切に補完し合っていくことが必要である。
- 現在、私立幼稚園に対する公費による支援の仕組みとしては、私立学校の振興を目的とした機関補助制度である私学助成（都道府県が行う学校法人への助成及びそれに対する国の補助）と、国民の幼稚園への就園を奨励する個人給付制度である幼稚園就園奨励費補助制度（市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う幼稚園就園奨励事業及びそれに対する国の補助）がある。
- 現行の幼稚園就園奨励事業は、入園料及び保育料の全国的な平均額を基準としてこれらの一部を補助対象とする、保護者に対する個人給付制度であり、幼稚園が代理受領するのが一般的であると考えられる。

一方、私立学校の振興を目的とした私学助成は、私学の建学の精神をいかしつつ、その教育活動が継続的かつ安定的に行われることを目的として、地域の実情に応じて、都道府県から私立幼稚園に対して支給されている。
- 国民の幼稚園への就園を奨励するという政策目的と同時に、私立学校の振興を図るという政策目的も合わせて重要であり、先に述べたとおり、それぞれの政策目的に則して構築されたこれらの公的支援制度が引き続き充実され、両制度があいまって幼児教育の振興が図られていくことが適切である。
- 以上を踏まえれば、幼児教育の無償化については、私学助成のように私立学校の振興を目的とするものではなく、全ての幼児に幼児教育を享受する機会を等しく保障することを目的とするものであることから、現行の機関補助と個人給付の二本立てによる幼児教育の振興を前提とした上で、現行の幼稚園就園奨励費補助制度を基本としつつ、これを拡充した個人給付制度により実現することが適当である。

- 具体的には、次のような制度とする方向で検討すべきである。(図表1)
 - ① 幼稚園就園奨励費補助制度を基本とした保護者に対する個人給付制度とした上で、就園状況の確認、幼児教育のための確実な支給等の観点から、幼稚園が代理受領することもできる制度とする。
 - ② 無償化の対象経費については、すべての幼児に幼稚園教育要領に定める教育を実施するために必要な本体的経費として、各施設における「入園料」と「幼稚園教育要領に定められた標準的な保育時間である4時間の保育を実現するための必要相当の保育料」の全国的な平均額を基準とする。
- その際、教育の質を高める観点から、特色ある教育環境の整備、有能な教員の確保など、一層の教育の質の向上を図るために、各施設において、追加の費用を徴収することも可能とする方向で検討すべきである。
- また、現在、幼稚園就園奨励事業については、幼稚園が在る市町村の大半が実施している現状にあるが、その性格は、市町村による任意実施の自治事務である。無償化に際しては、制度の確実かつ安定的な実施の観点から、法制度化（市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など）を含めて検討すべきである。

(図表 1) 無償化の実施スキーム (私立幼稚園の場合)



- ※ 1 入園料及び保育料の全国的な平均額を基準とする。なお、施設によっては保護者からの追加徴収を可能とする方向で検討。
- ※ 2 認定こども園の幼稚園機能部分については、幼稚園に準じて、無償化の対象とする方向で検討。
- ※ 3 市町村に対する支給の義務付け及び国の負担の明確化など、法制度化を含め、検討。

(2) 無償化に関連する課題

(ア) 教育の質の維持・向上について

- 幼稚園における教育の質は学校教育法や幼稚園設置基準、幼稚園教育要領等の関係法令、保育所における保育の質は児童福祉法や児童福祉施設最低基準、保育所保育指針等の関係法令により担保されているが、無償化の実施に併せて、一層の質の向上を図ることが重要である。
- 具体的には、施設における各種の評価の実施並びに結果の公表等、幼稚園・保育所の教員や保育士等の合同研修の促進、幼稚園教諭免許・保育士資格の併有促進、教員免許更新制の円滑な実施など、質の向上のための更なる取組の推進に努めるべきである。
- 特に、学校評価については、自己評価が義務、学校関係者評価が努力義務とされており、第三者評価も今後の検討課題とされているが、必ずしも取組が十分とは言えず、これらの学校評価の取組の強化に努めるべきである。
また、保育所においては、平成21年3月に自己評価ガイドラインが策定されたところであり、幼稚園のみならず、それぞれの幼児教育施設がこれらの自主的な取組を進めていくことが重要である。
- また、改正教育基本法等の趣旨を踏まえて改訂された幼稚園教育要領や、教育面において幼稚園教育要領と整合性の図られた保育所保育指針の趣旨の周知と理解を図ることも重要である。国・地方公共団体・私学団体等において、説明会・研修会の実施などの取組がなされているところであるが、今後も幼稚園・保育所等を通じて、こうした取組を引き続き推進していくことが重要である。
加えて、子どもが小学校教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園や保育所等において同等の教育が行われるように連携を図り、小学校就学前の教育の質を高めていくことが求められる。
- さらに近年、核家族化の進行や地域社会における人々のつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されており、幼稚園等の施設は、これまで培ってきた幼児教育のノウハウや成果等を、家庭や地域社会の支援のために十分に活用して、子育ての支援等に取り組んでいくことが求められる。

- なお、幼稚園教諭や保育士には高い専門性が求められる一方、小中学校の教員と比較して給与水準が低いという現状がある。特に私立幼稚園では、教員の平均年齢・勤務年数・平均給与が低く、こういった事情が私立幼稚園における教育の質の向上の枷となっているとの指摘がある。

教育の質を確保するためには、優秀な人材の定着を図ることが重要であり、国及び地方公共団体において必要な財源面の手当てを行うなど、優秀な人材が長期にわたってその職に就いていられるよう、教職員の待遇改善も図っていく必要がある。

(イ) 義務教育化について

- 幼児教育の無償化に当たっては、憲法に規定される義務教育無償の原則との関係から、幼稚園を始めとする施設における教育の義務教育化（全ての保護者に一律に子の就学義務を課すること）の是非も論点の一つである。
- 確かに、幼児教育の教育的・社会経済的効果が明らかになってきていることや、家庭や地域社会の教育力が低下してきている現状を鑑みると、施設における幼児教育を全ての幼児に提供することも一つの手段としては考えられる。
- しかしながら、現状においては、保護者が幼児を施設に通わせずに教育を行うことを一律に否定して、施設での教育を制度として義務付けることについては、国民的な合意が得られているとは言い難い。
- また、諸外国において幼児教育（小学校就学前教育）を無償化している場合においても、一般に義務教育化はされていない。
- このような状況を踏まえれば、まずは、全ての子どもが幼児教育を享受する機会を実質的に保障するため、無償化により基本的な費用負担なく質の高い幼児教育を享受することができる環境を整えるべきであり、幼児教育の義務教育化については、無償化後の幼児教育の普及状況や今後の国民的な議論を踏まえて検討していくべきである。

(ウ) 国・地方公共団体による幼児教育の提供の責務について

- 先般の教育基本法の改正において、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備等に努めなければならないことが明記された。

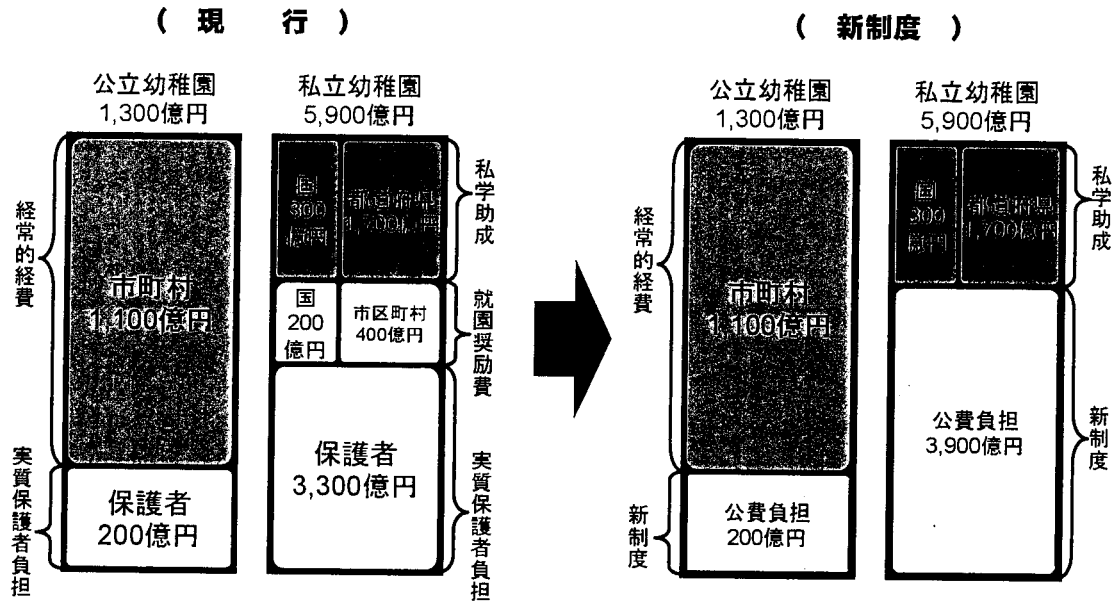
- 現在、市町村別に見ると、幼稚園の設置市町村数は1,458(80.5%)であり、未設置市町村数は353(19.5%)に及ぶ。しかし、保育所も含めれば、幼稚園又は保育所を設置している市町村数は1,786(98.6%)であり、未設置市町村数は25(1.4%)である。
- また、社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告では、保育所については認定こども園制度の活用等を含めて検討することとされており、認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書においても、幼稚園又は保育所の一方しかない地域においては、認定こども園制度を活用することが望ましいとされている。
- 全ての幼児が健やかな成長に資する良好な環境を享受するために、国及び地方公共団体は、今後、認定こども園制度の活用を含め、地域の実情に応じて、幼児教育が提供される環境の整備に努める必要がある。

5. 無償化の財源及び制度化の時期

(1) 財源

- 「3. 無償化の対象」で述べた対象について無償化を実施するとした場合、入園料及び保育料に係る現在の保護者負担を無償にするとして試算すると、必要となる追加公費の額は、国及び地方公共団体で合わせて、約7,900億円と推計される。(図表2, 3)
- 「経済財政政策の基本方針2008」(骨太の方針)等においては、「幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討」することとされている。
- 他方、平成20年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」では、「消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療、及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てる」とされている。
- 前述のとおり、幼児教育の無償化は、教育施策であると同時に、少子化対策上の重要な施策の一つであることから、この中期プログラムにおける少子化対策として位置付け、安定財源を確保した上で実施することが適当である。

(図表2) 幼稚園に係る無償化の財政フレーム図



- ※1 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成の政府予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
- ※2 公立幼稚園の経常的経費は地方交付税措置額であり、就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。また、現行で公立に支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
- ※3 私学助成の都道府県分は地方交付税措置額である。

(図表3) 無償化に要する追加公費 (平成21年度ベース)

	公立	私立	計
幼稚園	200	3,300	3,500
保育所	2,000	2,300	4,400
計	2,300	5,600	7,900

単位：億円

- ※1 平成21年度の政府予算ベースで推計したもの。
- ※2 幼稚園・保育所に通園する3～5歳児の全員を無償化する場合。
- ※3 幼稚園は幼稚園教育要領に定める幼児教育を実施するために必要となる4時間相当の本体的な教育のための経費、保育所は児童福祉施設最低基準で定められた8時間の保育のための経費を前提とした数値。
- ※4 認定こども園の幼稚園機能部分については、この試算では含まれていない。
- ※5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

(2) 制度化の時期

- 前述の通り、骨太の方針において、幼児教育の無償化については、「歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討」することとされている。
- また、改正所得税法の附則では、「遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされている。
- さらに、社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告では、新たな保育制度体系の実現には、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行う必要があるとされている。
- こうした背景を踏まえれば、無償化の制度化の時期については、消費税を含む税制の抜本改革を行うための法制上の措置を講ずる時期及び保育制度改革の時期の動向等を勘案しながら、検討すべきである。
- なお、無償化が実現するまでの間においても、幼稚園就園奨励費補助制度の拡充等により、幼児教育に関する経済的負担を軽減するなど、幼児教育に関する財政措置を拡充していくことが必要である。

6. おわりに

今回の報告は、中間報告であり、無償化の具体的な制度設計や制度化の時期等については、保育制度改革中での議論も踏まえつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革や保育制度改革の時期・動向等を勘案して、引き続き検討していく必要がある。

幼児教育の無償化の実現には多大な財源が必要となることから、今後も、広く国民の理解を得つつ、文部科学省だけでなく関係省庁を含め、政府全体として検討を進めていくことが重要である。

(資料1) 教育基本法(抄)

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(資料2) 学校教育法(抄)

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

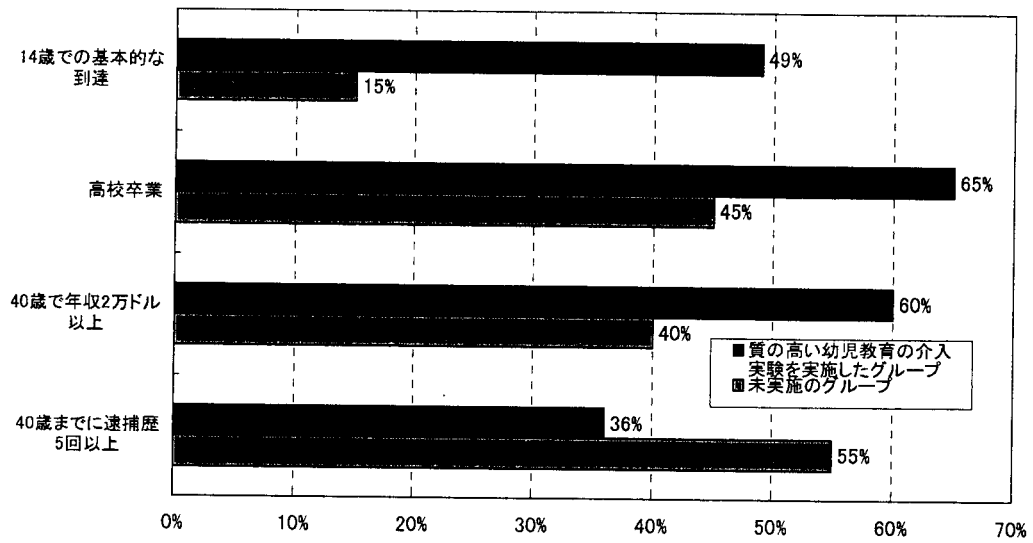
(資料3) 諸外国における幼児教育の投資効果に関する研究成果

	調査名	調査結果のポイント
社会・経済・労働市場に対する効果	The Perry Pre-school study (1962～継続中)	質の高い幼児教育プログラムは、学校のよい成績、労働市場への参加率の向上、より高い収入につながっている。幼児教育プログラムへの投資とその利益の比率は1:7と推計されている。
	The Zurich Study by Müller and Kucera-Bauer (2001)	保育サービスへの1,800万CHF(スイスフラン)の公的投資は、少なくとも2,900万CHFの税収増によって相殺され、社会援助への公的支出も減らす。保育が整備されれば、母親の働く時間は倍近くになる。公的な保育は、1)より高い生産性と賃金の上昇につながる、2)社会保障制度や貯蓄にプラスになる、3)現役時代・高齢期ともに社会援助への依存が減る(保育サービスがなければ多くの家族が貧困ラインを下回る)。
	The North Carolina Abecedarian Early Childhood Intervention (2003)	質の高い、全日の年間を通じた幼児教育への1ドルの投資は、子ども、家族や税負担者に4ドルのメリットをもたらす。この幼児教育プログラムへの参加者は、非参加者よりも生涯にわたって143,000USD収入が多かった。学区は特別な矯正教育の必要が減ることで、子ども一人当たり11,000USDの予算節約が期待できる。次の世代(プログラムに参加した子どもの子ども)は48,000USD近い収入の増加が期待できる。
	The Californian studies (2001)	保育サービスは親の雇用や収入を増やすだけでなく、保育産業がカリフォルニアの総生産の850億USDを占める。これは映画産業の約4倍以上の規模になる。123,000人を雇用しているほか、さらに交通、出版、製造業、建設業、金融サービス、不動産、保険分野で88,000人の雇用につながる。カリフォルニアの貧しい家庭25%に対して保育を提供することにより、1ドルの投資から2ドルの収益が期待できる。幼児教育を受けた子どもは、学校の成績がよく、高校卒業率が高く、犯罪率が低く、大人になったときの収入が多い。このことは政府の支出を減らし、税収を増やす方向に働く。学校の落第者や高校の中退者の半分は、収入の中間層60%に属しているため、貧困層だけでなく中流家庭まで保育サービスを広げることにより、投資効果は2.62～4ドルに高まる。また、保育はそのほか、福祉の受給率を低下させ、健康を改善する効果もある。
	The Canadian cost-benefit analysis (1998)	保育に十分な公的投資を行うことは、カナダの社会に利益をもたらすし、その利益はコストの約2倍である。
	Labour market/taxation studies: examples from Norway (2002), the United Kingdom (2004) and (2005) Canada	ノルウェーでは保育の充実により、女性の労働市場への参加率が1972年の50%から1997年の80%に上昇、とくに25～40歳の参加率を高めた。イギリスでは、保育サービスの整備により女性の就業率が高まることで、今後GDPが1から2%上昇するとの予測がある。カナダのケベックでは、補助のある保育料を77,000から163,000に増やしたことで、労働力率、労働時間、収入、フルタイムの割合が上昇した。

	調査名	調査結果のポイント
幼児期への投資による教育的な効果	Sweden: Andersson study (1992)	スウェーデンの二つの大都市の中・低所得層128家庭の8歳児をサンプルとして、家庭環境、子どもの性別、生まれつきの能力、8歳時点の成績の影響を取り除いて13歳時点の成績をみたところ、2歳になるまでに保育所に入った子どもは、完全に家庭で育った子どもより、成績が10～20%よかった。保育所に早い時期から入ることは、創造的で、社会生活に自信を持った、人に好かれる、寛大な独立心のある青年期につながるかと結論づけている。
	The French National Survey (1992)	幼稚園に就学前1年、2年、3年通った子どもの国の比較調査によれば、小学校の成績は、子どもの育つ環境の影響を考慮しても、就学前教育を受けた時間の長さとは関係していることがわかった。幼稚園に通う年数が長いほど、小学校1年生での落第率が低くなり、その影響は最も恵まれていない家庭の子どもほど大きい。
	The United States "Success for All" study (2002)	「すべての子どものための成功」プログラムは、リスクの高い子どもに対して、学校の早い時期での成功を目的に、アメリカで広く実践されたもの。およそ2,000の学校で100万人が参加した。集中的な乳幼児教育に加え、学校と親の連携強化、社会的な問題や健康の問題などへの働きかけを含む内容。このプログラムに参加した子どもは、小学校卒業が早く、成績がよく、落第が少なく、特別教育のニーズが少なかった。この効果を持続するには、小学校や中学校でも同様のプログラムの必要性が指摘されている。
	The Chicago Child-Parent Centres study (2002)	1967年にオープンした、公立学校内にあるセンターが、3歳から9歳の低所得層の子どもに教育と家族向けのサポートを提供している。このセンターへの参加は、成績の上昇、卒業率の上昇に加え、補習教育、未成年者犯罪、児童虐待の率を低下させた。コスト・ベネフィット分析でも、経済活動にプラスになり、税収が増えるほか、犯罪に関わる裁判や処遇、被害のコストを減らすという効果も指摘されている。
	The longitudinal New Zealand survey "Twelve Years Old and Competent" (1992～)	1992年から長期にわたって行われている調査で、幼児教育の質が高い子どもは、質の低い幼児教育を受けた子どもと比べて、12歳時点での国語や数学の成績が良いことがわかった。重要なこととして、家庭の所得や親の教育水準の影響を除いても、子どもの成長とともに、その格差が拡大しているということが指摘されている。
	The United States National Evaluation of Early Head Start (2003)	ヘッドスタートプログラムは、学校での成績、家族の自立、子どもの発達に関する親の支援について、効果をもたらしている。子どもの認知的・言語的な発達に効果があり、プログラムに参加した子どもは親との交流に積極的である。また親が教育や職業訓練に参加することを増やし、親の自立の助けにもなっている。
	The longitudinal British EPPE study (1997-2007)	3歳から7歳の子どもを対象に、幼児教育の効果について調査されたもの。主な結果は、1)幼児教育の経験は子どもの発達を促す。幼児教育への参加の期間が長いほど、知的・社会的な発達に効果があるが、フルタイムのほうはパートタイムの利用より効果があるという関係はみられない。社会的に恵まれない子どもは、いろいろな社会階層の子どもが混ざった環境で保育を受けることの効果が大きい。2)プログラムの質が、子どもの知的・社会的な発達に大きな影響を及ぼす。訓練を受けたスタッフが多くのことは子どもの発達に効果がある。社会的な発達に着目することや、教育的な環境設定やともに考えるやり方といった教育的手法にも効果がある。3)幼児教育の種類も重要であり、より知的発達に効果があるのは、統合された施設と自治体が運営する保育園である。4)家庭での学びも重要である。親の社会階層や教育水準は子どもの知的・社会的な発達に影響を及ぼすが、それ以上に家庭の学習環境の違いが重要である。親が誰であるかより、親が何をするかの方が重要である。

(出典) 池本美香「乳幼児期の子どものにかかわる制度を再構築する」(日本総研 Business & Economic Review 2007年12月号)
(Starting Strong II, OECD, 2006, pp.249-258 を基に日本総合研究所作成)

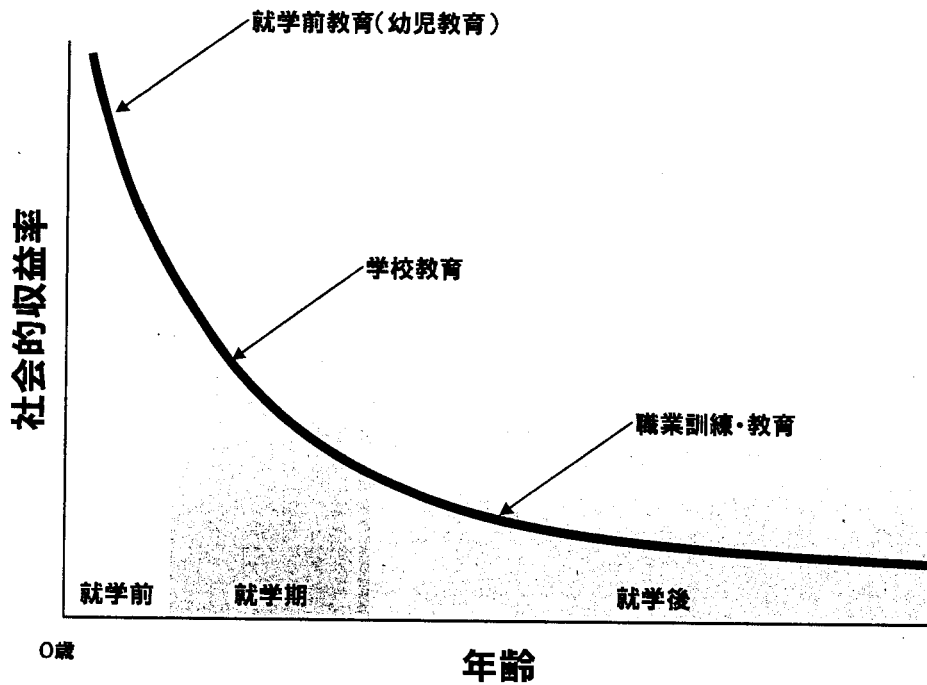
(資料4) ペリー就学前計画における40歳時点での主な効果



(出典) Starting Strong II, OECD, 2006. p.103 より一部省略。

原典は Schweinhart, L. and J. Montie, "Significant Benefits: The High/Scope Perry Pre-school Study through Age 40", High/Scope Educational Research Foundation, World Bank Presentation, 2004.

(資料5) 教育投資に対する収益率のイメージ



(出典) Pedro Carneiro and James J. Heckman, "Human Capital Policy", in J. Heckman and A. Krueger, Inequality in America: What Role for Human Capital Policies, MIT Press, 2003 より一部省略

(資料6) 情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会報告書(抄)

(2) 教育全体に関わる提言等:

④「情動は、生まれてから5歳くらいまでにその原型が形成されると考えられるため、子どもの情動の育成のためには乳幼児教育が重要である」:

乳幼児期に感覚・知覚・認知・行動・睡眠リズム等が「学習」されること、この学習は感受性期(臨界期)と呼ばれる生後発達の一定の時期に生じることが明らかとなっており、これらの知見は乳幼児期の教育の重要性を示している。

情動の形成は、生まれてから5歳くらいまでにその原型が形成されるとする知見がある。また、1~3歳の時の記憶・感情は普段は忘れていくが、脳の中には残っていて、ある引き金がかかると動き出すという説もある。

適切な情動の発達については、3歳くらいまでに母親をはじめとした家族からの愛情を受け、安定した情緒を育て、その上に発展させていくことが望ましいと思われる。生まれてから5歳までの情動の基盤を育てるための取組は大変重要であり、その後の取戻しは不可能ではないが、年齢とともにより困難になるとと思われる。

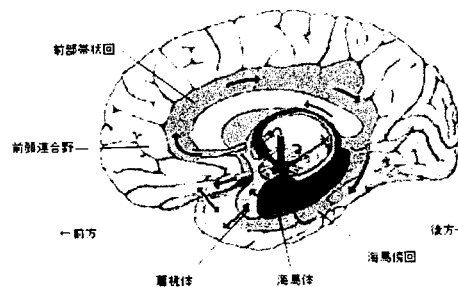
また、最近の脳研究によると、ヒトは過去の体験によって脳の各領域の発達度合いが異なってくると想定されるが、このことは、子どもの心の問題については、特に乳幼児・学童期の経験が重要であること、そして、学校教育についてみるならば、特に小学校までの教育が重要であることを示していると考えられる。

⑥「前頭連合野や大脳辺縁系の機能が子ども達の健やかな発達に重要な役割を果たしている。前頭連合野の感受性期(臨界期)は、脳科学の知見から推論すると8歳くらいがピークで20歳くらいまで続くと思われ、その時期に、社会関係をきちんと教育・学習することが大切である」:

大脳皮質の前頭連合野と海馬や扁桃体を含めた大脳辺縁系は相互制御の関係にあるとされ、情動を考える上で、いずれも無視できないが、前頭連合野がコミュニケーション機能、意志、意欲、記憶、注意等人間にとって非常に重要な高次の機能を担っており、この機能が子ども達の健やかな発達に大切な役割を果たしていると考えられる。この前頭連合野の機能が十分に発達することが、「前向きで計画的、個性的で独創的、優れた問題解決能力を持つこと」等に繋がるとと思われる。

前頭連合野の感受性期(臨界期)は、シナプス増減の推移から推論すると8歳くらいがピークで20歳くらいまで続くと思定される。この時期に、社会関係をきちんと教育・学習することが大切であり、今後は、その在り方について、学校現場等と連携しながら、さらに研究を進めることが必要である。

(添付資料) 脳の各部位の説明



- ・「大脳辺縁系」: 大脳皮質内側部の領域(図1の着色部分)で、帯状回、扁桃体、海馬(体)、海馬傍回等からなる。他の大脳皮質(大脳新皮質)と比べて発生学的に古い型の皮質である。情動、記憶、本能行動、動機付け、自律神経調節など多彩な機能に関係している。
- ・「扁桃体」: 側頭葉前内側部にある球状の核である。情動機能発現に重要な役割を果たしている。
- ・「海馬(海馬体)」: 扁桃体の後部に位置し、空間認知やエピソード記憶(思い出の記憶)形成等に重要な役割を果たしている。
- ・「前頭連合野」: 大脳皮質の前部(顔や眼の後ろ)にあり注意、記憶、意思・思考、計画性、創造性など高次精神機能と関係しているとされている。

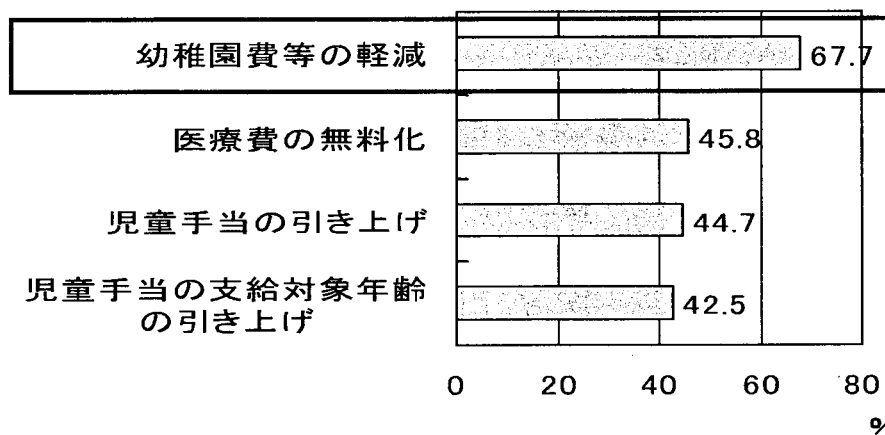
(出典) 情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会報告書(平成17年10月)

(資料7) 子育て家庭の意識調査結果

子どものいる20～49歳の女性のうち、少子化対策として「経済的支援措置」が重要だと考える人の7割が「幼稚園費等の軽減」を望んでいる。

(質問) あなたは、少子化対策としての経済的支援措置として、具体的にどのようなものが望ましいと思いますか。(経済的支援措置が重要だと考える人に対する質問)

(回答)

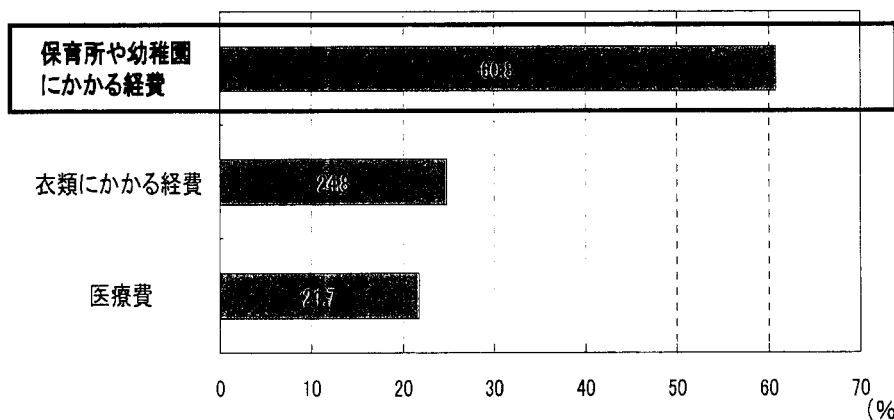


(出典)内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」(平成17年3月)

子どもが幼稚園に通う世帯においては、子育て費用の負担感の内容として、6割以上が「保育所や幼稚園にかかる経費」をあげている。

(質問) 負担感を感じる具体的な内容 (複数回答)

(回答)

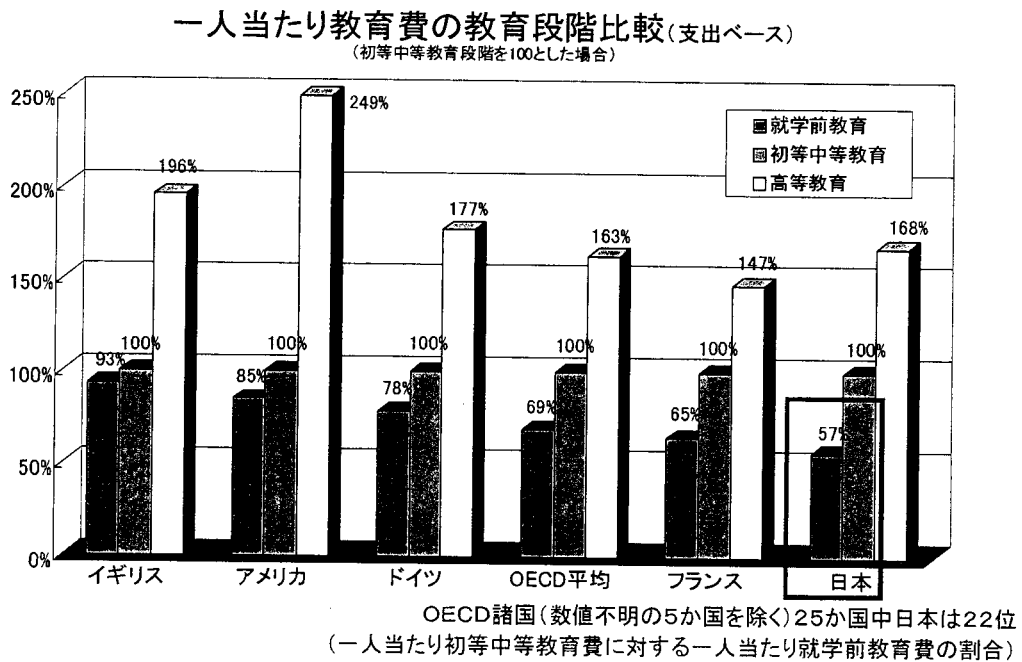
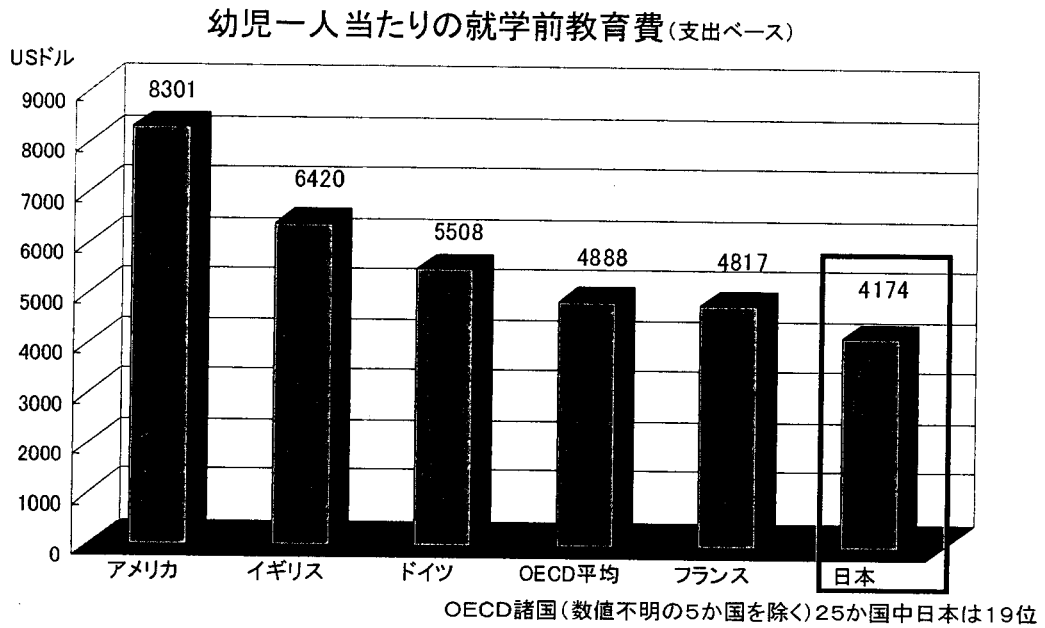


(出典)厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」(平成17年度)

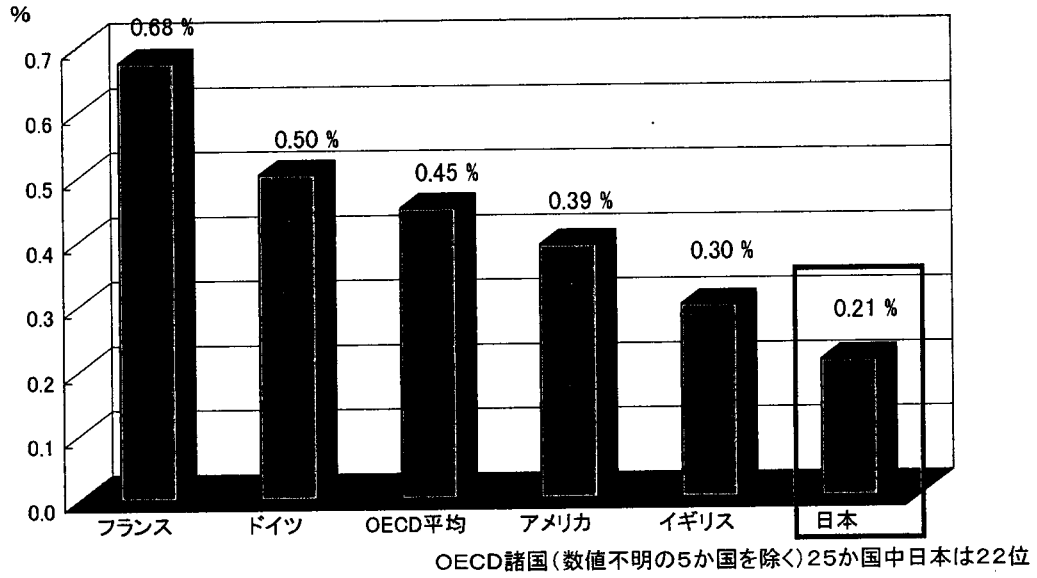
(資料8) 諸外国における幼児教育の無償化に係る動き

国名	制度の概要
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年までに全ての3～4歳児に対する幼児教育の無償化を実現。 (現在、「週12.5時間(2.5時間×5日)、年38週分」が無償で、2010年までに「週15時間、年38週分」を無償に。) ・ 5歳から初等学校に入学し、義務教育となる。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に3～5歳児を対象とした幼稚園は、99%が公立であり、無償。 ・ 6歳から小学校に入学し、義務教育となる。
アメリカ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に5歳児を対象とする公立小学校付設の幼稚園は、無償。 ・ 通常は6歳から小学校に入学し、義務教育となるが、一部の州では5歳児を義務化。
ドイツ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児を対象とした幼稚園は、基本的に有償。 2007年までに、4つの州・市で5歳児より無償化を導入。 ・ 6歳から基礎学校に入学し、義務教育となる。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5歳児に対する幼児教育・保育の無償化の段階的実施が法定化されている。 (1999年より低所得者層から順次拡大中。現在、5歳児の約30%が無償。) ・ 6歳から初等学校に入学し、義務教育となる。

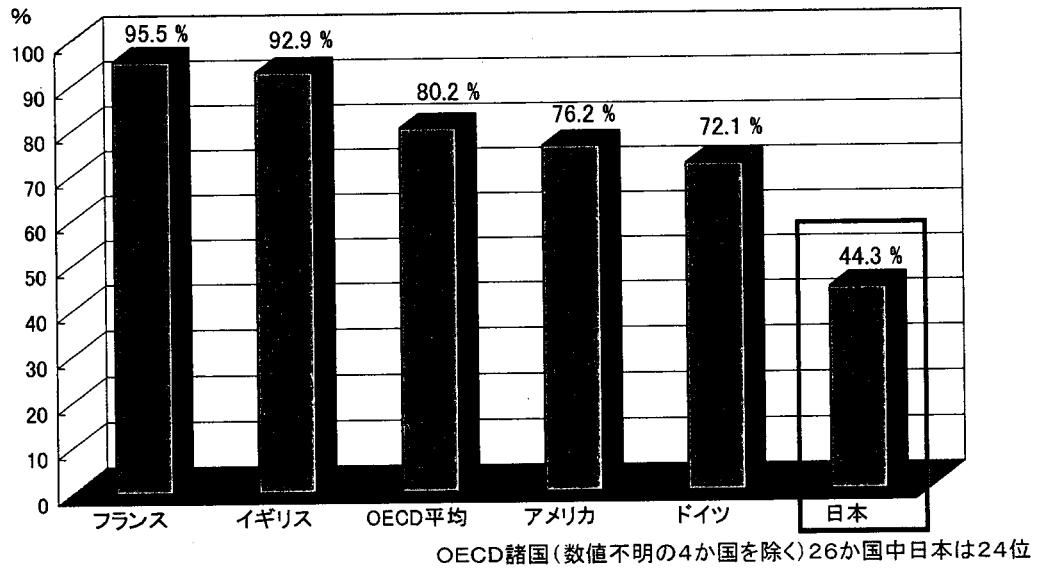
(資料9) 幼児教育費の国際比較



就学前教育費の対GDP比(収入ベース)

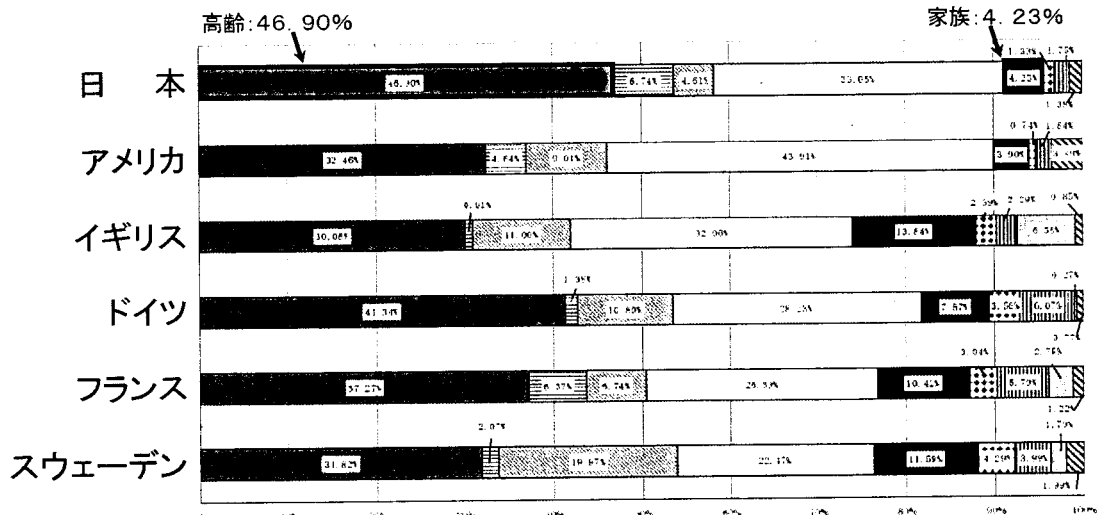


就学前教育費の公費負担割合(収入ベース)



(出典) Education at a Glance 2008, OECD Indicators のデータより作成。2005年ベース。

(資料10) 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較



- 高齢
- 遺族
- 障害、業務災害、傷病
- 保健
- 家族
- 積極的労働政策
- 失業
- 住宅
- 生活保護その他

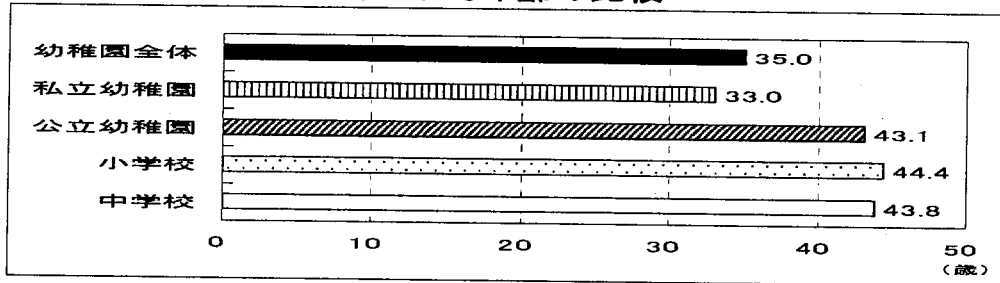
	OECD定義(注1)	日本の例
高齢	退職によって労働市場から引退した人及び引退された年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金および一時金を含む。早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした住宅及び福祉の付帯サービスも計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上。	厚生年金、老齢年金、退職手当金等 国民年金、老齢年金、老齢福祉年金、外国人配偶一時金等 厚生年金基金、農業青年年金等、老齢年金等 船員保険：老齢年金 介護保険：介護サービス等給付、支援サービス等給付 社会福祉：老人福祉費等 生活保護：介護扶助 各種共済組合：退職共済年金、退職一時金等 各種遺給
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上。 就学前教育費(OECDより追加)	児童手当、給付、児童育成事業費等 社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費、児童育成費 児童保健、児童保健、国保：児童育児給付、児童育児一時金等 各種共済組合、船員保険：出産育児給付、育児休業給付、介護休業給付 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付 就学前教育費(OECD図表で見られる教育より就学前教育費のうち公費)

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「平成18年度 社会保障給付費」(平成20年11月)。2005年ベース。

(資料11)

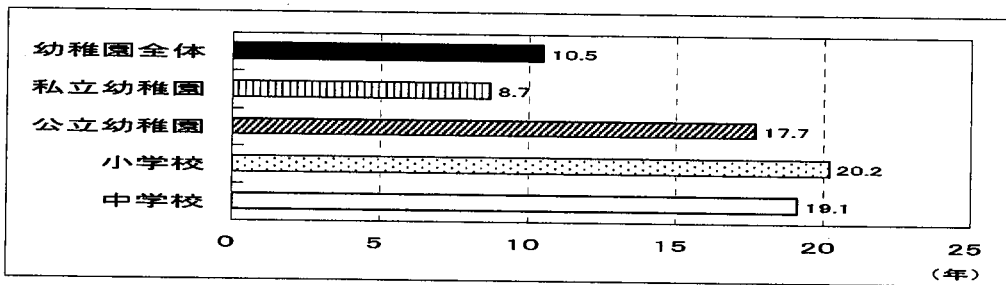
教員の平均年齢、平均勤務年数、平均給料月額(設置者別・学校段階別)

教員の平均年齢の比較



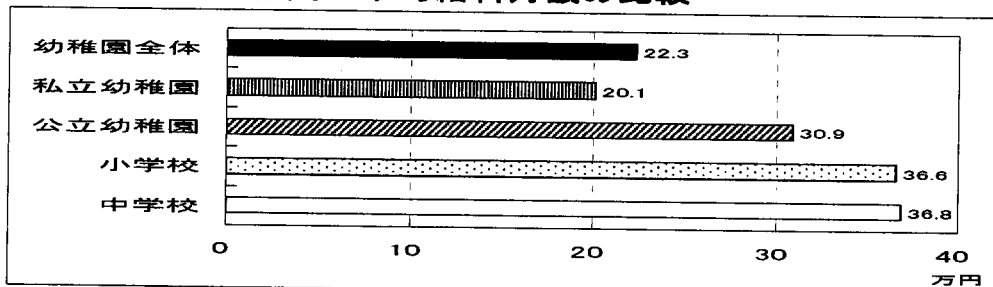
区分	幼稚園	小学校	中学校
計	35.0	44.4	43.8
国立	41.3	40.3	41.3
公立	43.1	44.5	43.9
私立	33.0	41.4	41.7

教員の平均勤務年数の比較



区分	幼稚園	小学校	中学校
計	10.5	20.2	19.1
国立	17.0	15.8	17.1
公立	17.7	20.3	19.5
私立	8.7	14.0	14.1

教員の平均給料月額の比較



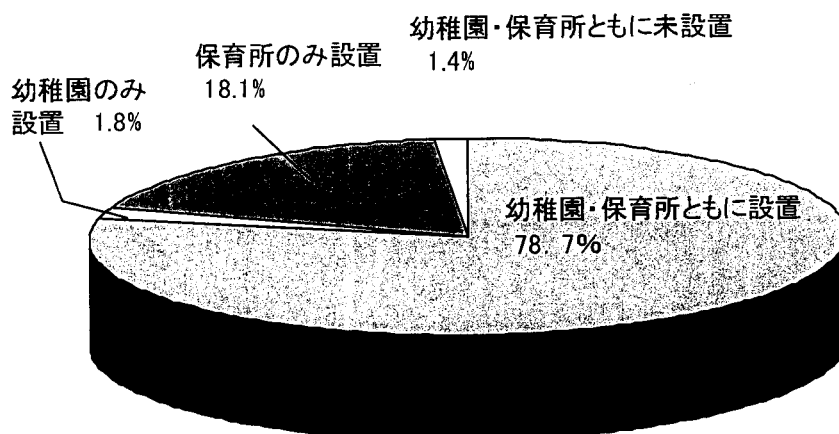
区分	幼稚園	小学校	中学校
計	22.3	36.6	36.8
国立	33.7	34.9	35.7
公立	30.9	36.6	36.7
私立	20.1	35.2	37.7

※平成19年9月の1か月分の平均給料月額(本俸のみ)
 (出典)文部科学省「平成19年度学校教員統計調査」(平成19年10月1日現在)

(資料12) 市町村における幼稚園・保育所の設置状況

	市町村数	割合
幼稚園・保育所ともに設置	1425	78.7%
幼稚園のみ設置	33	1.8%
保育所のみ設置	328	18.1%
幼稚園・保育所ともに未設置	25	1.4%
合計	1811	100.0%

※保育所は、認可保育所のみ。



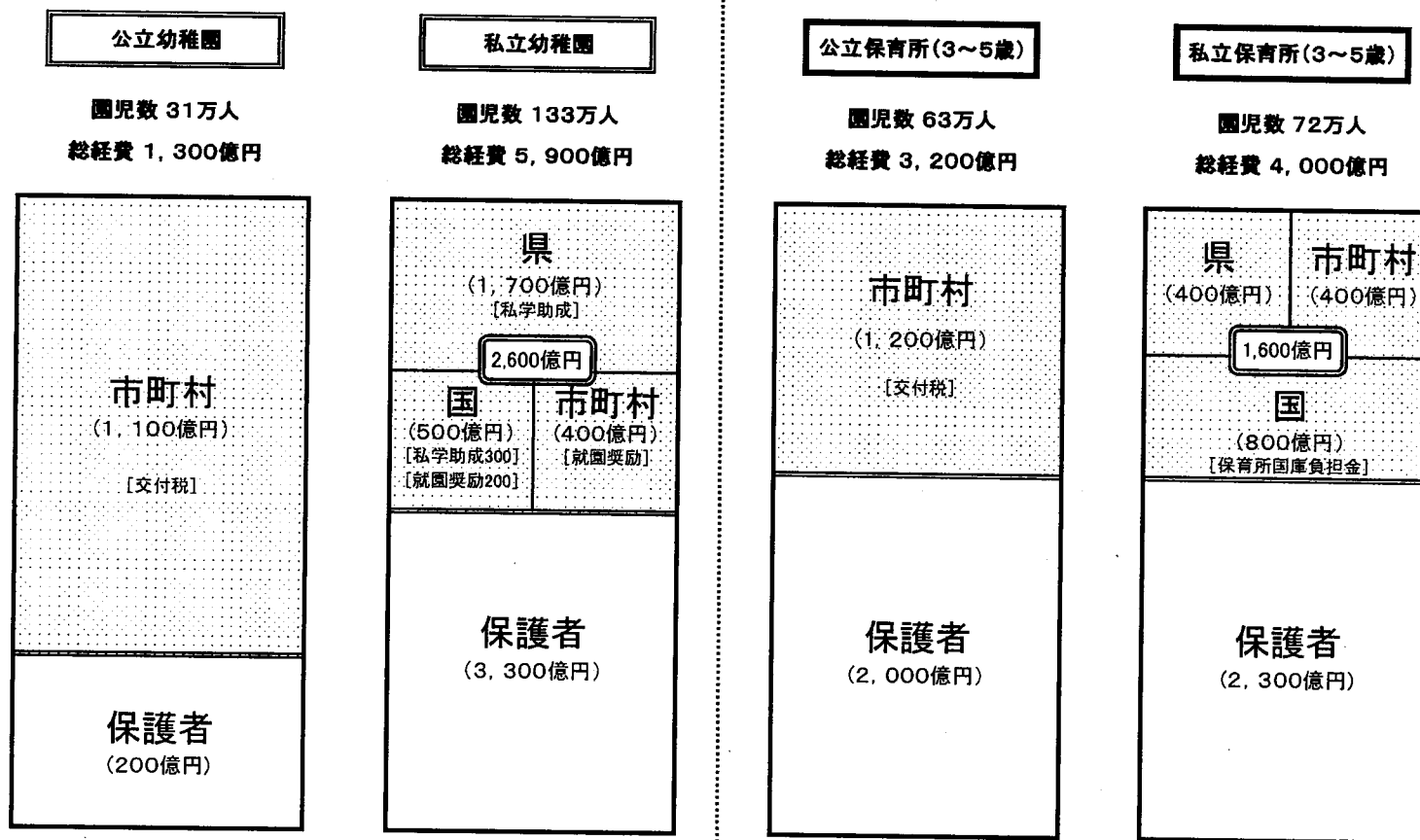
(文部科学省調べ)

(資料13) 幼稚園及び保育所の一人当たり年間コスト負担

	幼稚園		保育所(3~5歳児)	
	公立 (31万人)	私立 (133万人)	公立 (63万人)	私立 (72万人)
公費負担	34万円 (うち国費0万円)	20万円 (うち国費4万円)	18万円 (うち国費0万円)	23万円 (うち国費11.5万円)
実質 保護者負担	8万円 (月額0.6万円)	25万円 (月額2.1万円)	32万円 (月額2.7万円)	32万円 (月額2.7万円)
総額	42万円	44万円	50万円	55万円

(注)平成21年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成、保育所運営費負担金の政府予算ベースで推計したもの。
施設整備費を除く。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(資料14) 幼稚園と保育所の費用負担の比較 (平成21年度政府予算ベース)



(注1)平成21年度幼稚園就園奨励費、私学助成、保育所運営費負担金予算ベースで推計したもの。施設整備費を除く。
 (注2)公立幼稚園の市町村負担額には就園奨励費の地方交付税措置分が含まれている。
 また、現在公立で支給されている就園奨励費4億円は本図では省略。
 (注3)四捨五入により合計が一致しない場合がある。

「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」について

1. 趣旨

改正された教育基本法第11条に規定されているように、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体はその振興に努めなければならない。

また、「経済財政改革の基本方針2008」等において、幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討することが求められている。

このため、幼児教育の将来の無償化について総合的に検討することをはじめとして、今後の幼児教育の振興方策についての研究を行う。

2. 委員

副座長	秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
	稲毛 律夫	東京都江戸川区子ども家庭部長
	岩立 京子	東京学芸大学教育学部教授
	岩渕 勝好	東北福祉大学教授
	大竹 文雄	大阪大学社会経済研究所教授
	柏女 霊峰	淑徳大学社会学部教授
	佐藤 津矢子	高知県教育委員会子育て・親育ち推進監
座長	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
	森上 史朗	子どもと保育総合研究所代表

3. その他

研究会の庶務は、初等中等教育局幼児教育課において処理する。

「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」開催経緯

- 【第1回】平成20年5月20日（火）17：00～19：00
○ 幼児教育の現状等について
- 【第2回】平成20年6月12日（木）17：00～19：00
○ 諸外国における幼児教育の状況等について
- 【第3回】平成20年7月18日（金）14：00～16：00
○ 諸外国における幼児教育の状況等について
○ 我が国における教育費負担や少子化対策等を巡る取組について
- 【第4回】平成20年8月21日（木）13：00～15：00
○ 就学前教育の効果に関する最近の研究（大竹委員からのプレゼン）
○ 幼児教育・保育の質の維持・向上（森上委員からのプレゼン）
- 【第5回】平成20年9月29日（月）13：00～15：00
○ 幼児教育・保育の質について
○ これまでの主な意見の整理
- 【第6回】平成20年11月11日（火）10：00～12：00
○ 脳科学が幼児教育に示唆するもの
（理化学研究所脳科学センター津本グループリーダーからのプレゼン）
○ 乳幼児期の教育・保育制度のあり方
（日本総研株式会社 池本主任研究員からのプレゼン）
○ 主な意見の整理と今後の進め方について
- 【第7回】平成21年3月3日（火）15：00～17：00
○ 関係団体からのヒアリング
（全日本私立幼稚園連合会 北條専務理事）
（全国国公立幼稚園長会 岡上会長）
- 【第8回】平成21年3月30日（月）13：00～15：00
○ 無償化の論点について
- 【第9回】平成21年5月18日（月）10：00～12：00
○ 中間報告書（案）について

今後の幼児教育の振興方策に関する研究会中間報告
「幼児教育の無償化について」

【資料集】

目 次

(1) 学校教育法(抄).....	37
(2) 学校教育法施行規則(抄).....	37
(3) 少子化社会対策基本法(抄).....	37
(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抄).....	38
(5) ジェームズ・ヘックマン教授(米国シカゴ大・ノーベル経済学賞受賞者)の主張.....	39
(6) 第6回会合での津本忠治グループディレクター(理化学研究所脳科学総合研究センター)による発表のポイント.....	40
(7) 平成21年度少子化社会対策関係予算のポイント(抜粋).....	41
(8) 幼稚園就園奨励事業の実施・未実施市町村数(平成20年5月1日現在).....	41
(9) 幼稚園就園奨励事業の実施・未実施市町村の区域内にある幼稚園数(平成20年5月1日現在).....	41
(10) 幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較.....	42
(11) 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日)概要.....	43
(12) 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日)(抄).....	45
(13) 今後の認定こども園制度の在り方について(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書)(平成21年3月31日)(抄).....	46
(14) 障害児支援の見直しに関する検討会報告書(平成20年7月22日)(抄).....	46
(15) 就学前教育・保育の実施状況(学年齢別)(平成19年度).....	47
(16) 三歳未満児に係る幼稚園入園事業(構造改革特区)について.....	48
(17) 「幼稚園における2歳児受け入れに関する調査研究」調査のまとめ(平成18年1月31日 全国幼稚園教育研究協議会)(抄).....	49
(18) 「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点について」(平成19年3月31日初等中等教育局長通知)(抄).....	50
(19) 平成21年度幼稚園就園奨励費補助の概要.....	51
(20) 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金における保育料等の補助額と平均的な保護者負担額のイメージ.....	52
(21) 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文部大臣裁定)(抄).....	53
(22) 幼稚園における学校評価の実施状況.....	54
(23) 「幼稚園における学校評価」今後の方向性.....	56
(24) 保育所における自己評価.....	57
(25) 過去の幼児教育の義務教育化に関する中央教育審議会の答申.....	58
(26) 5歳児と義務教育に関する保護者等の意識.....	59
(27) 国公立別幼稚園数・在園児数.....	60
(28) 経済財政改革の基本方針 2008(骨太の方針)(平成20年6月27日閣議決定)(抄).....	61
(29) 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定)(抄).....	61
(30) 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年3月31日法律第13号)(抄).....	62

(1) 学校教育法(抄)

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(※ 幼稚園については第二十八条で準用。)

(2) 学校教育法施行規則(抄)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(※ 幼稚園については第三十九条で準用。)

(3) 少子化社会対策基本法(抄)

(施策の基本理念)

第二条 1～3 (略)

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(保育サービス等の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜

間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(抄)

第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。

一 (略)

二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三～四 (略)

(5) ジェームズ・ヘックマン教授(米国シカゴ大・ノーベル経済学賞受賞者)の主張

ヘックマン教授の主張

- ▶ 高所得を得たり、社会的に成功する上で、重要な能力は認知能力と非認知能力の両方。根性、忍耐、やる気といった能力は社会的に成功する上で重要。就学前の教育の効果の多くは、非認知能力とやる気を育てることから発生。
- ▶ 最近の脳科学の研究成果によれば、さまざまな能力の発達には臨界期が存在する(例、3歳以下で眼帯をしていると弱視になる、12歳以下で外国語を学ばないと訛りのある言葉しか話せない)
- ▶ 就学前に適切な教育刺激を受けておかないと、その時期にしか発達しない能力が十分に発達しない
- ▶ 就学前における能力の発達があれば、就学後における教育の効果は大きくなる。しかし、それがなければ、就学後の教育効果は小さい→教育投資の動学的補完性
- ▶ 恵まれない子供たちには就学前の公的教育支援をして、その後も支援を続けることが一番望ましい。就学後だけに支援しても効果は小さい

(出典)第4回資料2「就学前教育の効果に関する最近の研究」(大竹委員発表資料)

(6) 第6回会合での津本忠治グループディレクター(理化学研究所脳科学総合研究センター)による発表のポイント

- 発達期に脳の構成要素は余分に作られ、冗長な神経回路網が形成される。冗長な回路にはシナプス競合が生じ、良く使う回路は強化され、使わない回路は脱落する。このようにして、生後環境に対応した回路が形成される。
 - ・ 脳の大きさは、出生時では約 400g であるが、6歳前後にはほぼ成人値(約 1.3kg)に達する。(Dobbing, J. & Sands, J., 1973)
 - ・ 胎児期・新生児期のサルの脳梁(右脳と左脳の連絡路)線維は成熟サルより多い。(La Mantia, A-S. & Rakic P., 1990)
 - ・ ヒトの大脳皮質視覚野のシナプス密度は 1 歳前後で最大となり、3~4 歳までは大人より多い。(Huttenlocher, P. R. et al., 1982)
- この変化は、感受性期(臨界期)と呼ばれる生後発達の特定の時期に生じやすい。感受性期は脳機能ごとに異なる。
 - ・ ネコの両眼視では生後 12 週頃までに感受性期がある。(Blakemore, C. et al., 1976)
 - ・ ヒトの両眼視では、概ね生後 36 ヶ月頃までが感受性期。(Awaya S. et al., 1973)
 - ・ 縦続のみの環境で育てたネコの視覚野神経細胞は縦縞によく反応するようになるが、この感受性期は両眼視と異なる。(Blakemore, C. et al., 1970)
- 幼児期からの楽器演奏などの練習・訓練は脳に変化を起こすが、この変化は一定の年齢を過ぎると生じにくくなる。
 - ・ 弦楽器奏者の左手小指を刺激した際の脳反応は、楽器練習を開始したのが幼少期であるほど強い。(Elbert, T. et al., 1995)
 - ・ 4~6 歳児で 1 年間バイオリン練習をした場合、バイオリン音に対する脳反応が非練習児と異なるようになる。(Fujioka T. et al., 2006)
 - ・ 9 歳以前にピアノ練習を開始した場合、ピアノ音に対する聴覚野反応が大きくなる。(Pantev, C. et al., 1998)
- 言語の習得にも感受性期が存在する可能性が高い。
 - ・ 7 歳頃までに米国に移住した外国人の平均英語スコアは高くほぼネイティブに近く、移住時年齢が成人に近づくにしたがって低下してゆく。(Barinaga, M., 2000)
 - ・ 母国語と第二外国語では、言語を処理する脳の領域がバイリンガルでは同じであるが、そうでない場合は異なる。(Kim, K.H.S. et al., 1997)
 - ・ 中学 1 年生の英語学習開始後の前頭葉ブローカ野の活性と成績には正の相関が見られる。(Sakai, K.L. et al., 2004) 一方、英語長期学習群の学習後の脳活性と文法課題の成績には負の相関が見られる。(Sakai, K. et al., 2008) 学習初期には練習によって脳が活性化するが、習熟すると活性は低くなる。
- 大脳皮質には顔ニューロンが存在する。その機能発現は生得的と思われるが、顔に表れる情動察知には生後体験が重要である。
 - ・ サルの大脳皮質下側頭野には、顔に反応する「顔ニューロン」が存在する。(Bruce, C. et al., 1981)
 - ・ ヒト新生児は顔のような模様を嗜好して注目する。(Goren, C.C. et al., 1975)
 - ・ 5~8 ヶ月齢乳児で、右半球(右側頭葉)に顔に反応する領域が現れる。このとき、正立顔に対する反応の方が倒立顔に比べて優位性が大きい。また、左右側頭葉で活性化が異なる(右側が強い)。(Otsuka, Y. et al., 2007)
 - ・ 生まれてから全く顔を見せずに育てた子ザルは、初めて見たヒトとサルの顔写真をよく識別する。ただし、表情が示す情動は理解できない。(Sugita, Y., 2008)
- 幼児期の虐待体験は、その後、表情から相手の情動を察知することの障害や、反社会的行動に繋がる可能性がある。
 - ・ 小児期の有害体験(虐待、家族の薬物乱用・犯罪等)が多いほど、成人期の鬱病が多い。(Champan et al., 2004)
 - ・ 虐待経験児は怒りの表情に対する反応が遅い(8~11 歳)。(Pollak, SD & Tolley-Schell, SA, 2003)
 - ・ 神経伝達物質セロトニンを分解する MAOA(モノアミンオキシダーゼ A)遺伝子の活性が弱い場合、幼児期(3~11 歳)に虐待を受けるほど、その後(11~18 歳)の反社会的行動が多くなる。(Caspi, A. et al., 2002)

(7) 平成21年度少子化社会対策関係予算のポイント(抜粋)

2. 予算案のポイント	
※ () 内は平成20年度予算額	
〔1〕保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等	
Ⅲ 兄弟姉妹のいる家庭等への支援	
〔幼稚園等の保護者負担の軽減〕	
・幼稚園に通う幼児を持つ保護者の負担の軽減を図る。特に、兄弟姉妹のいる家庭については、第3子以降の保育料等の無償化等を図る。	
	【文部科学省 204億円(192億円)】
・保育所における第3子目以降の保育料を無料とする。	
	【厚生労働省(再掲)】

(8) 幼稚園就園奨励事業の実施・未実施市町村数(平成20年5月1日現在)

合計	就園奨励事業を実施	就園奨励事業を未実施	幼稚園		私立幼稚園	
			がない	がある	がない	がある
1,812	1,400	412	296	116	98	18
(100.0%)	(77.3%)	(22.7%)	(16.3%)	(6.4%)	(5.4%)	(1.0%)

(文部科学省調べ)

(9) 幼稚園就園奨励事業の実施・未実施市町村の区域内にある幼稚園数(平成20年5月1日現在)

	合計	就園奨励事業を実施している市町村の区域内	
		就園奨励事業を実施している市町村の区域内	就園奨励事業を実施していない市町村の区域内
公立	5,301	4,973 (93.8%)	328 (6.2%)
私立	8,276	8,255 (99.7%)	21 (0.3%)

(文部科学省調べ)

(10) 幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較

		幼稚園教育要領	保育所保育指針
基本的な考え方	計画的な環境の構成	計画的に環境を構成しなければならない。	計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。
	遊びを通じた指導	遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。	生活や遊びを通して総合的に保育すること。
	一人一人の発達の特性に応じた教育	幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
計画の作成	教育課程・保育課程の編成及び指導計画の作成	適切な教育課程を編成するものとする。 指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	保育の基本となる「保育課程」を編成するとともに、これを具体化した「指導計画」を作成しなければならない。
教育内容	教育のねらい	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成 健康 ：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 人間関係 ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。 環境 ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 言葉 ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉に聞き取る感覚や言葉で表現する力を養う。 表現 ：感じることを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成 健康 ：健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 人間関係 ：他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 環境 ：周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 言葉 ：経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉に聞き取る感覚や言葉で表現する力を養う。 表現 ：感じることを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

※ 「幼稚園教育要領」は教育内容に関することを中心として定めている一方、「保育所保育指針」は保育内容に加えこれに関連する運営(保育所における自己評価等)について定めている。なお、幼稚園における学校評価等は学校教育法施行規則等に規定されている。

※ 「幼稚園教育要領」では養護について明記していないが、幼稚園教育を実践するに当たっては幼児に対する一定の養護が必要となる。

一方、「保育所保育指針」では養護と教育の両面から示している。

(11) 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日)概要

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、昨年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- 今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的とりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

- 保育をとりまく近年の社会環境の変化(検討の背景)
 - ・ 保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化(働き方の多様化、親支援やすべての子育て家庭への支援の必要性)
 - ・ 人口減少地域における地域の保育機能の維持
 - ・ 急速な少子高齢化に伴う役割の深化(女性が「就労」を断念せず「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、社会経済・社会保障制度全体の持続可能性を確保するという緊急的・国家的課題に関わる役割)等

◆ 現行の保育制度の課題

○ スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

i) 利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。
ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」(認可外のあつせん)でも可。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしても、必ずしも認可されず。

iii) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化(窓口等での潜在化)

○ 深化・多様化したニーズへの対応が困難

i) 保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと、財政状況との兼ね合い等で基準を厳格に。

ii) 保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

○ 認可保育所の質の向上

職員配置、保育士の養成・研修・処遇等

◆ 新たな保育の仕組み ※その実現には財源確保が不可欠

① 市町村が、保育の必要性・量、優先的利用確保(母子家庭、虐待等)の要否を認定。

※ 受入先保育所の決定とは独立して実施(需要の明確化)。認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。

※ 保育対象範囲、優先的利用確保の基本的事項は、国が基準を設定。
※ パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合も必要性を認定。専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障。

② 例外ない保育保障：認定を受けた子どもには、公的保育を受けることができる地位を付与。

③ 市町村の実施責務の明示(例外ない公的保育の保障責務、質の確保された提供体制確保責務、利用支援責務、保育費用の支払義務)

④ 利用者が保育所と公的保育契約を締結。

※ 保育所には、応諾義務(正当理由なく拒んではならない)と、優先受入義務(母子家庭、虐待等の優先受入決定)。

⑤ 参入は最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。

⑥ 所得に関らず一定の質の保育を保障するため公定価格。必要量に応じた月額単価設定を基本。

○ 認可保育所の質の向上：財源確保とともに詳細検討

・ 保育指針に基づく保育のため、職員配置、保育士の処遇、専門性確保等施設長や保育士の研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等

1 これからの保育制度のあり方について(続き)

- ◆ 現行の保育制度の課題(続き)
 - 認可外保育施設の質の向上
約23万人にのぼる子どもが利用。利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用。すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障する必要。
 - 人口減少地域における保育機能の維持・向上
現行は「小規模保育所」でも、定員20人以上が必要。一方、地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

- ◆ 新たな保育の仕組み(続き)
 - 認可外保育施設の質の引上げ
 - ・ 最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して一定期間の経過的財政支援
 - ・ 小規模サービス類型の創設
 - 地域の保育機能の維持・向上
 - ・ 小規模サービス類型の創設
 - ・ 多機能型の支援
- 等

2 放課後児童クラブについて

- ◆ 現行制度の課題
 - 制度上の位置づけが、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している
 - 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

- ◆ 新たな制度体系における方向性
 - 質を確保しつつ量的拡充を図ることが重要。
 - 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

- ◆ 現行制度の課題
 - 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっておらず、実施状況に大きな地域格差。
 - とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

- ◆ 新たな制度体系における方向性
 - すべての子育て家庭に対する支援の強化が必要。
 - 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ・財源面の強化について、さらに検討が必要。
 - 各種事業の制度上の位置づけ、財源のあり方等さらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

- 職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報につき、公的主体による情報公表制度の具体化を検討。

5 財源・費用負担について

- 少子化対策は社会経済や社会保障の持続可能性の根幹にかかわるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であり、社会全体で重層的に支え合う仕組みが必要。新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないように仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み 等

- 今後、本報告を踏まえ、「包括性」「体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

(12) 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(平成21年2月24日)
(抄)

1 これからの保育制度のあり方について

(4) 現行の保育制度の課題

⑤ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

また、児童人口が著しく少なく生活圏内に幼稚園がない場合、当該地域における保育所は、小学校就学前に集団の中で子どもが成長することを保障する役割も果たしており、こうした地域の保育所が担ってきた機能について、認定こども園の活用等も含め、柔軟に検討していくことが求められる。

(5) 今後の保育制度の姿 —新たな保育の仕組み—
<保育制度のあり方に関する基本的考え方>

⑤ 費用設定

- 利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討する。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得を把握しうる市町村において行うものとする。

⑫ 今後の検討

「新たな保育の仕組み」の検討過程においては、保育関係者より、以下の意見が示されている。今後のさらなる検討の際には、こうした意見も考慮しながら検討を進めるべきである。

- ・ 保育料の軽減(緩和)を実現すべき。

5 財源・費用負担について

- 「基本的考え方」においても確認したとおり、また、社会保障国民会議の最終報告における指摘も踏まえ、以下のような点について、引き続き検討していく必要がある。
 - ・ 少子化対策は我が国の社会経済や社会保障制度全体の持続可能性の根幹に関わる国家的・緊急的課題に対する政策であること、我が国の次世代育成支援に対する財政投入が諸外国に比べ規模が小さいこと、新たな制度体系の実現には財源確保が欠かせないことなどを踏まえ、一定規模の効果的財政投入が必要であること。そのために、必要な負担を次世代に先送りするようなことがないよう、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行う必要があること。
 - ・ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であること。
 - ・ 全国に共通する基幹的な次世代育成支援策については、国が基本的設計を行うとともに、その施策ごとの費用を、国と地方公共団体の最適な負担を検討していくべきであること。
 - ・ 自治体間でのサービス内容・水準の不適切な地域差が生じることがないよう、厳

しさを増す地方財政への配慮が必要であること。また、公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要であること。

- ・ 事業主の費用負担については、事業主にとって次世代育成支援が持つ意義を考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格に照らし、受益と負担の連動を考慮すべきこと。
- ・ 利用者負担の負担水準、設定方法について、低所得者が安心して利用できるようにすることに配慮しながら、今後、具体的な議論が必要であること。
- ・ 多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきであること。

○ また、財源の程度と政策のプライオリティ付けは相関関係にあり、給付設計を考えていく上でも、財源についての議論を深めることが必要である。

○ さらに、働き方の見直しと新たな制度体系の関係性の深さにかんがみ、例えば、事業主拠出を求める場合に事業主の働き方の見直しを促進するような仕組みの検討なども引き続き進めるべきである。

(13) 今後の認定こども園制度の在り方について(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書)(平成21年3月31日)(抄)

4. 認定こども園制度の改革の方向

(2) 認定こども園に関する課題への対応

③ 教育と保育の総合的な提供の推進

- 人口減少地域等において、幼稚園と保育所の連携を進めていくことが必要であり、とりわけ、幼稚園又は保育所の一方しかない地域においては、質の高い教育・保育の双方を提供する観点から、認定こども園制度を活用することが望ましいと考えられる。

(14) 障害児支援の見直しに関する検討会報告書(平成20年7月22日)(抄)

Ⅲ. 今後の障害児支援の在り方

5. 家族支援の方策

(3) 経済的負担等

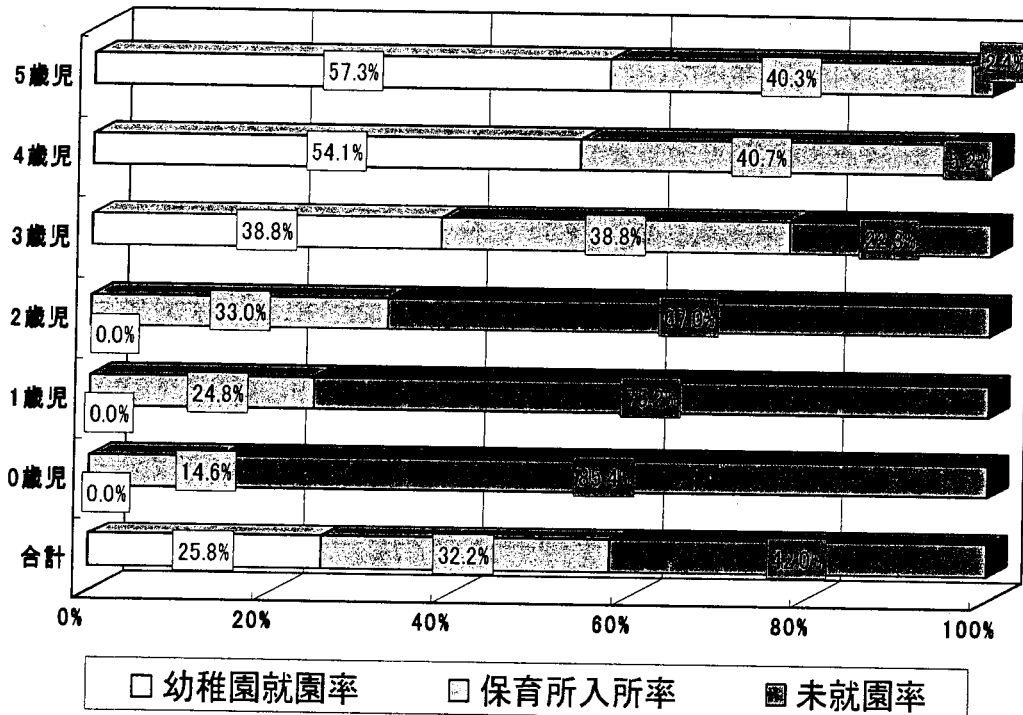
- 障害児のいる家族の経済的負担については、これまで支援サービスの利用料の軽減等が図られているが、平成21年度以降も続けるようにするなど、家族の負担能力を踏まえた十分な配慮が必要である。また、障害福祉サービスと他の施策との負担上限額の合算制度について検討が必要である。

なお、これに対しては、応能負担とすべきとの意見があった。

- さらに、障害児のいる家庭の負担と経済的状況を分析した上で、更なる経済的支援についても検討すべきとの意見があり、幅広く検討していくべき課題と考えられる。

(15) 就学前教育・保育の実施状況〈学年齢別〉(平成19年度)

○ 3歳以上児のかなりの部分(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
 ○ 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約2割



	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢 人口
0歳児	0人	0.0%	158,500人	14.6%	927,000人	85.4%	1,085,500
1歳児	0人	0.0%	263,500人	24.8%	801,000人	75.2%	1,064,500
2歳児	0人	0.0%	354,000人	33.0%	718,500人	67.0%	1,072,500
3歳児	429,400人	38.8%	429,200人	38.8%	246,900人	22.3%	1,105,500
4歳児	614,100人	54.1%	461,400人	40.7%	59,000人	5.2%	1,134,500
5歳児	663,500人	57.3%	466,200人	40.3%	27,800人	2.4%	1,157,500
合計	1,705,400人	25.8%	2,132,700人	32.2%	2,781,900人	42.0%	6,620,000
うち0~2歳児	0人	0.0%	776,000人	24.1%	2,446,500人	75.9%	3,222,500
うち3歳児~5歳児	1,705,400人	50.2%	1,356,800人	39.9%	335,300人	9.9%	3,397,500

※保育所の数値は平成19年度「社会福祉施設等調査」(平成19年10月1日現在)を学年齢別に換算した推計値。
 ※幼稚園の数値は平成19年度「学校基本調査報告書」(平成19年5月1日現在)より。
 なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。
 ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計(平成19年10月1日現在)を学年齢別に換算した推計値。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

(16) 三歳未満児に係る幼稚園入園事業(構造改革特区)について


学校教育法(改正前)第80条(現行法:第26条)
・幼稚園に入園することができるのは、満三歳から。

特区の事業

「構造改革特別区域法」(平成14年12月法律第189号)


・第14条において、満二歳になった後の初めての4月から、幼稚園に入園可能とした。

特区事業の評価

- 
- ・基本的な生活習慣や自立心、思いやりが身につくなど、成長が見られた。
 - ・親の子育て不安の解消などの効果はある。
 - ・二歳児については、満三歳以上児と同様の集団的な教育にはなじまない。

【考え方】

・二歳児については、幼稚園児として集団的な教育(幼稚園教育)を行うのではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、親子登園等、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受入れという形態に変更し、全国にその普及を図る。



・**構造改革特別区域法の一部改正**(平成19年3月31日公布)
第14条削除、施行日を平成20年4月1日とする

・**子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点を通知で発出**

(17) 「幼稚園における2歳児受け入れに関する調査研究」調査のまとめ
(平成18年1月31日 全国幼稚園教育研究協議会) (抄)

Ⅲ 幼稚園における2歳児保育の課題

2. 2歳児保育の課題

(1) 2歳児の発達と集団

視察園では、一クラス14名～19名の幼児数であり、中には3歳児との混合学級もあった。今回の視察で一斉に歌や踊り、絵を描くなどを保育者から促して活動している時間の中では、幼児は保育者のことばと動きを見て、言われたとおりに動くことのみで終わっている状況がある。その間、指しゃぶりをしたり、手足をいじったりして落ち着きのない姿が見られた。一見集団活動が行われているように見えるが、幼児同士のかかわりの質を見ると、「集団を通じた教育」として幼児同士がかかわり合って遊ぶ姿は見られない。

2歳児発達の特徴として、複数名の幼児が同じ場を共有して並行的に遊ぶ中で、保育者との一対一の関係から派生して、幼児同士が同じ活動と同じ場でやっているという状況である。3歳児同士のようにかかわり合う、見合う、模倣し合うという関係ではない。

したがって2歳児においては、3歳児以上の教育とは異なる質の保育を行うことが求められる。2歳児は個々への対応が特に要求され、安定した情緒やゆったりした生活が求められるだけに、きめ細かな養育ができるよう幼児の人数に応じた2歳児の保育者数の検討が必要ではないかと思われる。(中略)

(2) 保育内容と援助の現状から

(中略) 自立に向かっているこの2歳児ではあるが、入園した当初はまだオムツ使用が半数以上を占め、身の回りのことも大人の介助なくては一人ではできないのが現状である。(中略)

2歳児保育では、毎日の繰り返しの中で、幼児の発育、発達状態などに応じた養護的側面の保育内容が重要である。(中略)

(5) 研修の必要性

(中略) 保育者の専門性としても3歳以上と3歳未満児では異なる知識がさらに必要とされることも考えておかなければならない。

Ⅳ 幼稚園内の施設における2歳児保育の在り方

1. 基本的な考え方

(2) 幼稚園内の施設における2歳児保育の基本的な考え方

幼稚園は、学校教育法に基づく学校であり、満3歳児から小学校入学の始期までの幼児を対象にして、意図的、計画的な教育を行う場である。幼稚園教育では、同年代の幼児との集団生活の中で、幼児の主体的な活動としての遊びを重要な学習として取り上げ、遊びを通してねらいを総合的に身につける指導をする。すなわち、幼稚園教育における教師の役割は、幼児の主体的な活動を促すために計画的に環境を構成し、さらに幼児の活動にそって様々な役割を果たしながら、幼児の主体的な活動の中で、幼児自らが発達に必要な経験が得られるように、組織的・継続的な指導を行うことである。

こうした主体的な活動を通して教育を行うことが可能となる前提には、幼児が自ら環境とかかわり活動を生み出す、様々なイメージをわかしそれらを実現させながら活動に取り組む、そのイメージを友達と共有して楽しむなどの「遊びを創り出す力」をもっていることがあげられる。この意味で、現行の幼稚園教育では、教育の対象を満3歳からとしている。

したがって、大人への依存度が高い2歳児を幼稚園内の施設に受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育をそのまま当てはめていくことは、適切ではない。2歳児特有の発達を踏まえた保育を展開し、その成果を3歳児以降の教育につなげていくことが大切である。(以下略)

(18) 「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点について」(平成19年3月31日初等中等教育局長通知)(抄)

満2歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めからの幼稚園での受け入れについては、今後は、幼稚園児として受け入れ集団的な教育を行うことなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援としての受け入れという形態に変更することにより進めることとしています。

(別添2)幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点(抄)

1 基本的な考え方

- 大人への依存度が高い2歳児について、幼稚園児としての集団的な教育を行うのではなく、幼稚園内の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた子育て支援として受け入れる際には、幼児の主体的な活動を前提として行われる満3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育を当てはめていくのではなく、2歳児特有の発達を踏まえた受け入れに配慮し、その成果を3歳児以降の幼稚園教育に円滑につなげていくことが大切である。

(中略)

4 子育て支援としての受け入れの内容等

(1)2歳児の受け入れで重視したい事項

- 2歳児の発達の特徴として、複数の幼児が平行的に遊ぶ中で、受け入れに従事する者との一対一の関係を基本とし、幼児同士が同じ活動を同じ場で行うことが多く、3歳児同士のように、かかわり合う、見合う、模倣し合うという関係にはなりにくい。

(19) 平成21年度幼稚園就園奨励費補助の概要

平成21年度 幼稚園就園奨励費補助の概要

	(対前年度)
21年度予算額	20,397百万円(+1,185百万円)
20年度予算額	19,212百万円

事業の概要

保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助する。
(補助率：1/3以内)

21年度予算のポイント

- 対前年度予算額 11億9千万円増額 ⇒ 予算額総額204億円
- 対象園児1人当たりになると 平均4,700円増額 (年額)

具体的な改善の内容

(1) 私立幼稚園の補助単価の引き上げ【5%増】

保護者負担の一層の軽減等を図るため、私立幼稚園における補助単価を引き上げる。

I 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	146,200円 → 153,500円 (7,300円増)
II 市町村民税所得割非課税世帯 (年収290万円以下)	110,800円 → 116,300円 (5,500円増)
III 市町村民税所得割課税額(34,500円以下) (年収360万円以下)	84,200円 → 88,400円 (4,200円増)
IV 市町村民税所得割課税額(183,000円以下) (年収680万円以下)	59,200円 → 62,200円 (3,000円増)

※保育料から補助単価を差し引いた額が保護者の実負担額 (保育料の全国平均は294,000円)
※年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている。

(2) 第2子以降の保護者負担の軽減

兄弟姉妹のいる家庭の負担軽減を図るため、第2子以降の保護者負担を軽減する。

・兄・姉が幼稚園児	第2子	0.7 → <u>0.5</u> (半額)
	第3子以降	0.2 → <u>0.0</u> (無償)
・兄・姉が小1～3	第2子	0.9 → 0.9
	第3子以降	0.8 → <u>0.0</u> (無償)

※第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の保護者負担割合

(20) 平成21年度幼稚園就園奨励費補助金における保育料等の補助額と平均的な保護者負担額のイメージ

I 「第1子」または「兄・姉が幼稚園児の場合」に該当する園児

【私立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 294,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯		第1子	153,500円	140,500円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	224,000円	70,000円(0.5)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	163,300円	177,700円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	206,000円	88,000円(0.5)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割課税額 34,500円以下	360万円以下	第1子	88,400円	205,600円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	192,000円	102,000円(0.5)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割課税額 183,000円以下	680万円以下	第1子	62,200円	231,800円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	179,000円	115,000円(0.5)	
		第3子以降	294,000円		

【公立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 77,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	20,000円	57,000円(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	49,000円	28,000円(0.5)	
		第3子以降	77,000円		

補助額	保護者負担額
-----	--------

※表中の「第1子」とは、戸籍上の第1子である園児および小学校4年生以上に兄・姉を有する第2子以降の園児をいう。
 ※年収は夫婦と子ども2人の場合を参考までに掲げている(以下同じ)。
 ※保護者負担額の()書きは、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子及び第3子以降の負担割合(以下同じ)。

II 「兄・姉が小学校1年生～3年生の場合」に該当する園児

【私立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 294,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯		第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	168,000円	126,000円(0.9)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	135,000円	159,000円(0.9)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割課税額 34,500円以下	360万円以下	第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	110,000円	184,000円(0.9)	
		第3子以降	294,000円		
市町村民税所得割課税額 183,000円以下	680万円以下	第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	87,000円	207,000円(0.9)	
		第3子以降	294,000円		

【公立幼稚園】

階層区分	年収	区分	入園料・保育料の全国平均 77,000円(年額)		
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	290万円以下	第1子	—	—(1.0)	0円 (0.0)
		第2子	26,000円	51,000円(0.9)	
		第3子以降	77,000円		

補助額	保護者負担額
-----	--------

※表中の「第1子」は、兄・姉となる小学校1年生～3年生の児童(当該学齢と同学齢の児童を含む。)であり、就園奨励費の支給対象とならない。

(21) 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）
 （抄）

（交付の対象及び補助率等）

第3条 文部科学大臣は都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、
 次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。

(1) (略)

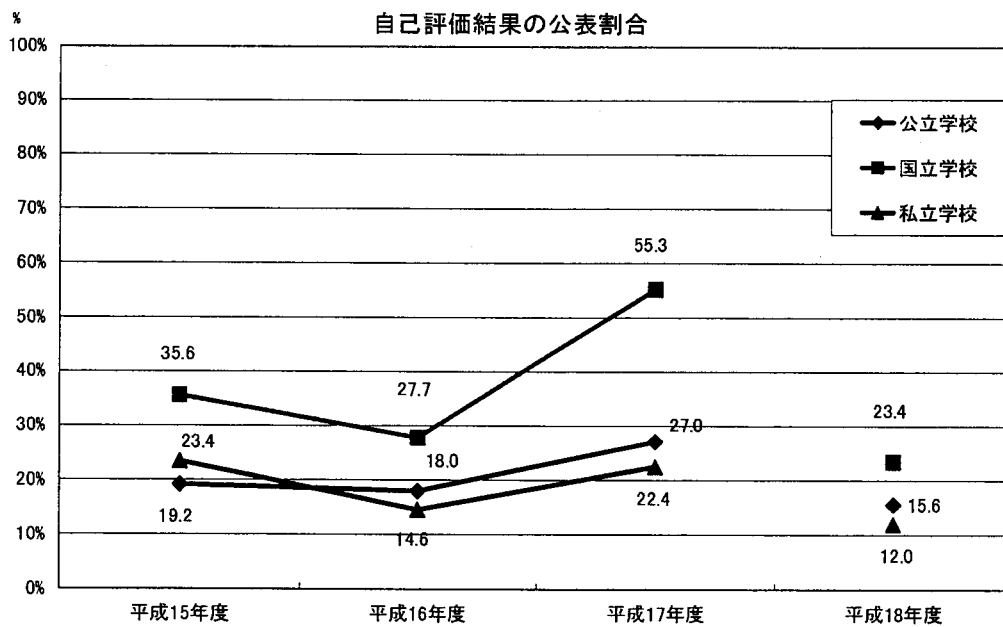
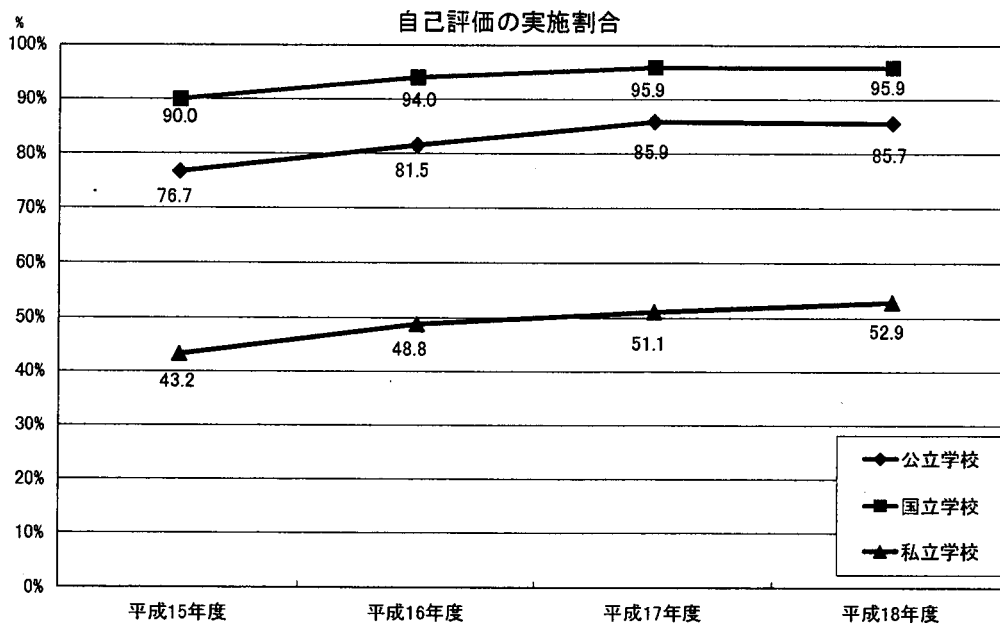
(2) 当該市町村の住民で市町村立幼稚園又は私立幼稚園に就園する幼児に関し
 て市町村が行う就園奨励事業

2 補助対象経費及び補助率は、次に掲げるとおりとする。

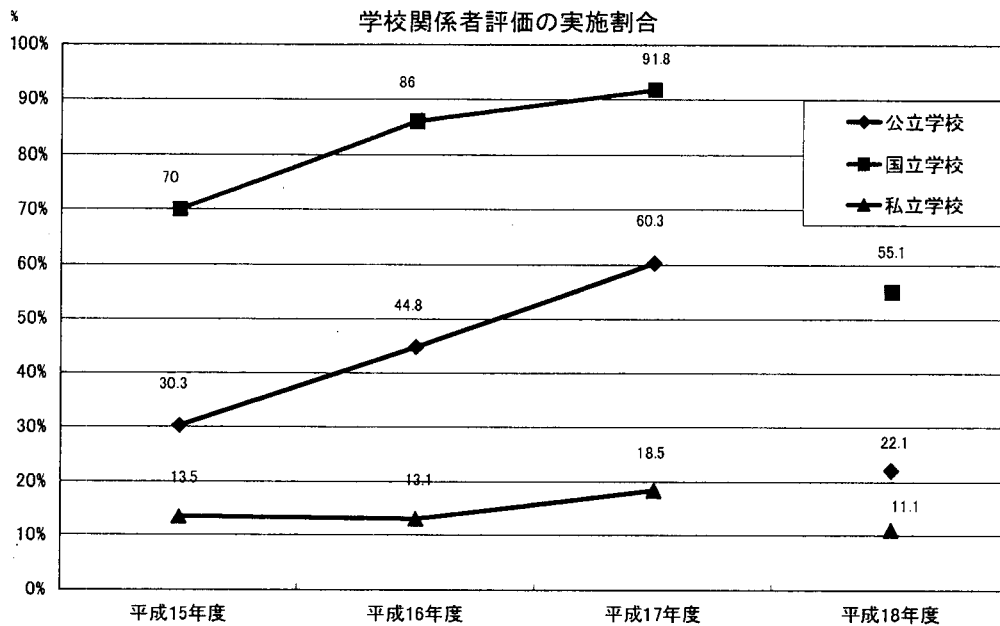
補助対象経費	補助率	区 分
入園料，保育料の合計額	3分の1以内	① 下記②及び③以外の都道府県及び市町村
	4分の1以内	② 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値（財政力指数）の、交付決定年度の前々年度までの3か年の平均値（以下「平均財政力指数」という。）が1.00を超える指定都市
	4分の1以内	③ 特別区

3 (略)

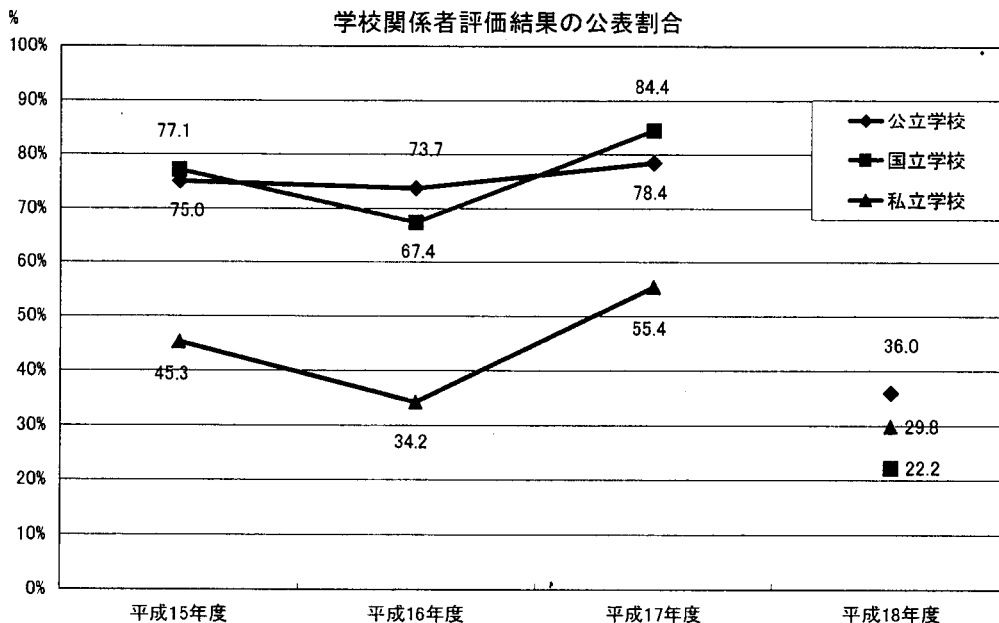
(22) 幼稚園における学校評価の実施状況



自己評価実施園のうちその結果を公表している園の割合。平成15～17年度は「公表」を広く定義し、「学校評議員への説明」等を含めて調査を実施していた。

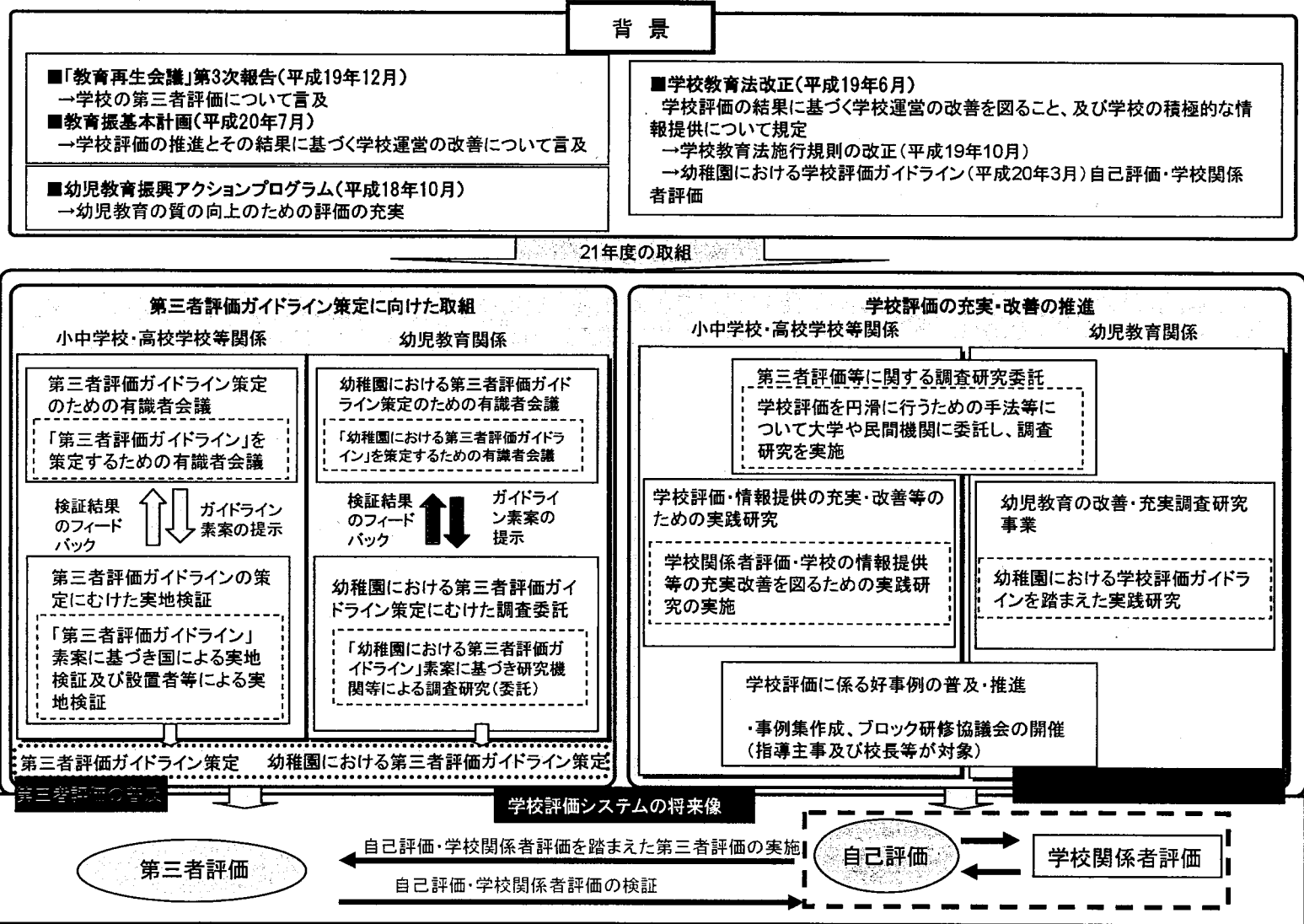


平成 15～17 年度は、外部(学校評議員、PTA 役員、地域住民、有識者等)評価及び外部アンケート等(適切な自己評価のために、アンケートや懇談会等を活用して児童生徒、保護者、地域住民からの具体的な意見や要望、授業評価などを把握すること)の実施状況。平成 18 年度は、学校関係者(保護者や地域住民などの学校関係者)評価の実施状況。



平成 15～17 年度は、外部評価及び外部アンケート等実施園のうちその結果を公表している園の割合。平成 18 年度は学校関係者評価実施園のうちその結果を公表園の割合。なお、平成 15～17 年度は「公表」を広く定義し、「学校評議員への説明」等を含めて調査を実施していた。

(23) 「幼稚園における学校評価」今後の方向性

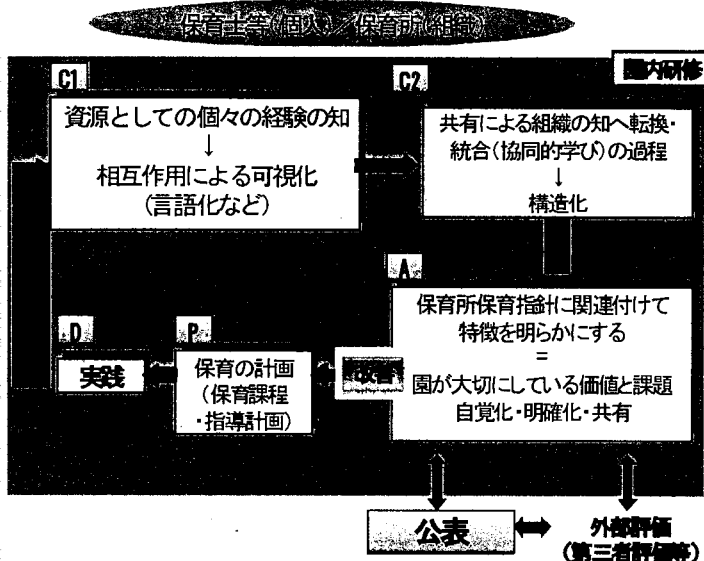


(24) 保育所における自己評価

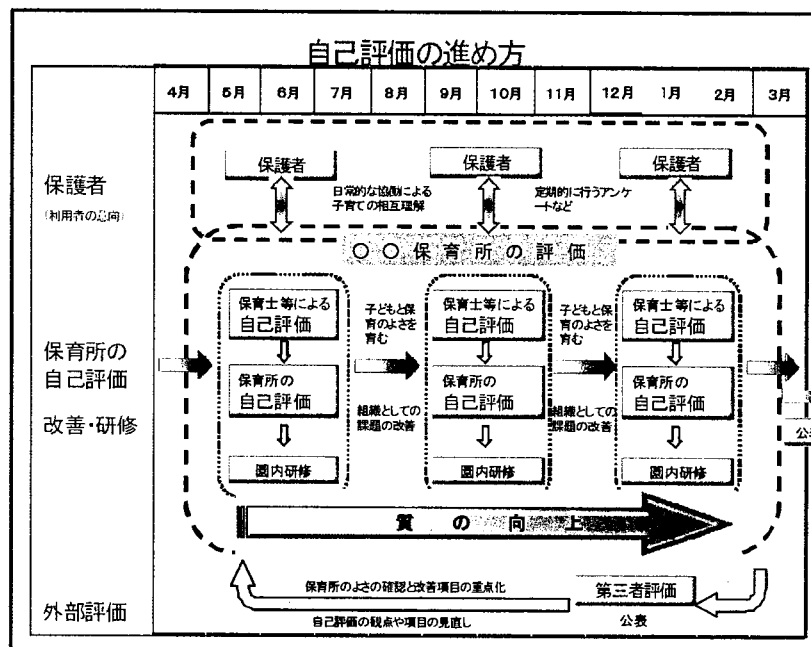
保育所における自己評価の背景

- **保育所保育指針（平成20年3月告示・21年4月1日施行）**
 保育士等及び保育所の自己評価と自己評価公表の努力義務
 保育内容等の説明責任の明確化 等
- **社会福祉法及び児童福祉法における情報提供・評価**
- **保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月通知）における自己評価の推進と評価の充実**
 （自己評価ガイドラインの作成とこれに基づく第三者評価の見直し等）

自己評価の理念モデル



自己評価の進め方



「保育所における自己評価ガイドライン」より

(25) 過去の幼児教育の義務教育化に関する中央教育審議会の答申

今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について
(昭和46年6月11日中央教育審議会答申)(抄)

1 人間の発達過程に応じた学校体系の開発

現在の学校体系について指摘されている問題の的確な解決をはかる方法を究明し、漸進的な学制改革を推進するため、その第一歩として次のようなねらいをもった先導的な試行に着手する必要がある。

- (1) 4、5歳児から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行うことによって、幼年期の教育効果を高めること。

(中略)

教育の機会均等をいっそう徹底するため、就学前教育および後期中等教育の段階まで義務教育の年限を拡張すべきだとの意見がある。本審議会としては、国民に就学の義務を課することは、その教育の目標とするものが全国民の教育として必須のものであり、すべての者に例外なくその履修を求める必要があり、その実施によって就学上・財政上その他の点に重大な支障が生じない場合に限るべきであると考え。したがって、就学前教育については、将来、その普及と内容の充実および基本構想Ⅰの1による先導的試行の成果を見定めたうえで、これを義務教育とする必要と可能性を検討すべきであるが、後期中等教育の段階は、一律に就学の義務を課するよりも、さまざまな教育の機会を確保するとともに、その就学のための諸条件を整備することによって、その趣旨の実現をはかるのが先決であると考え。

新しい時代の義務教育を創造する

(平成17年10月26日中央教育審議会答申)(抄)

- このほか、幼稚園や高等学校を義務教育の対象とするなど義務教育の年限を延長すべきとの意見、義務教育への就学年齢を引き下げ5歳児からの就学とすべきとの意見なども出されたが、これらについては、学校教育制度全体の在り方との関係など慎重に検討すべき点があること、義務教育に関する意識調査の結果ではこれらの事項について賛成する割合が全体として低かったことなども踏まえ、今後引き続き検討する必要がある。

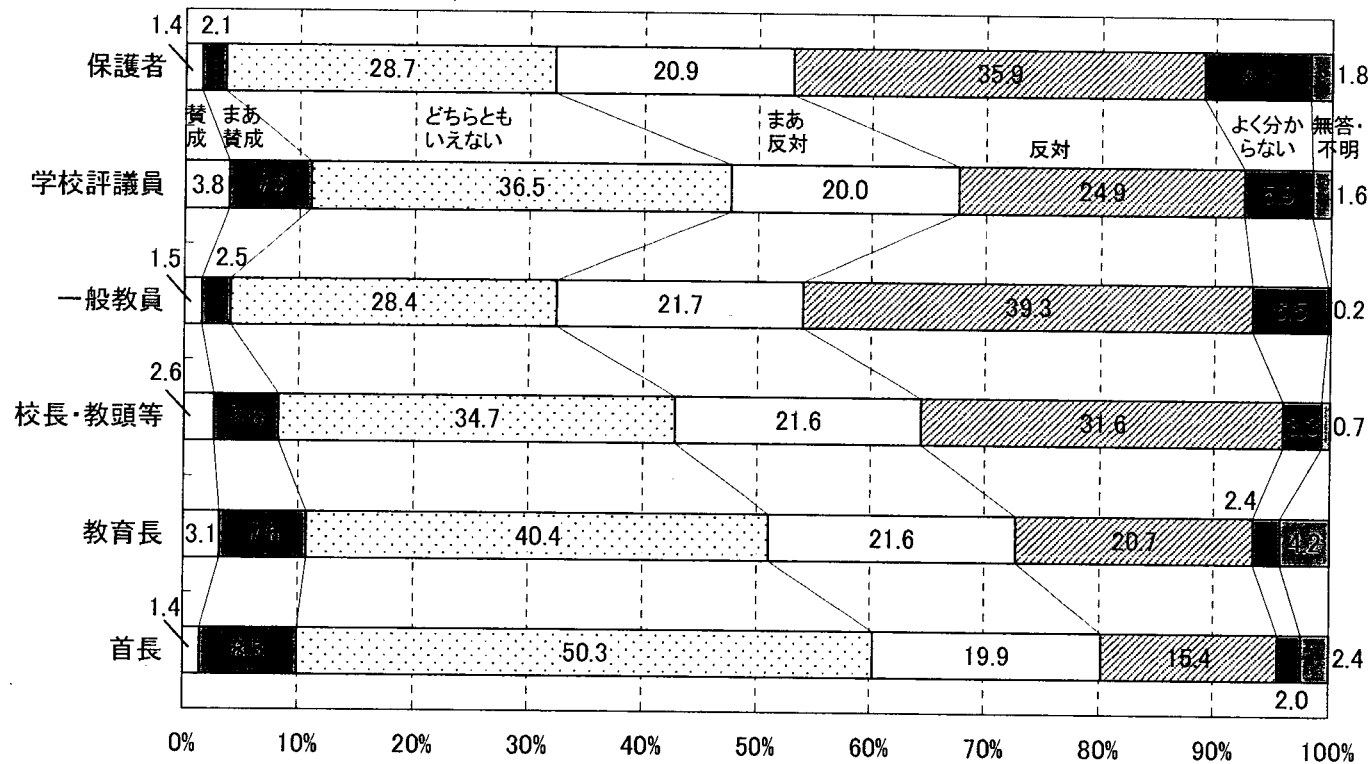
教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について

(平成19年3月10日中央教育審議会答申)(抄)

義務教育の年限については、これを延長すべきとの意見も出されたが、現在の制度は国民の間に定着しており、延長する場合には多額の財政負担が必要となることから、国民的合意を要する事項である。このため、学校教育制度全体の在り方も踏まえ、長期的な視点で検討する必要がある。

(26) 5歳児と義務教育に関する保護者等の意識

小学校への入学年齢を5歳にする

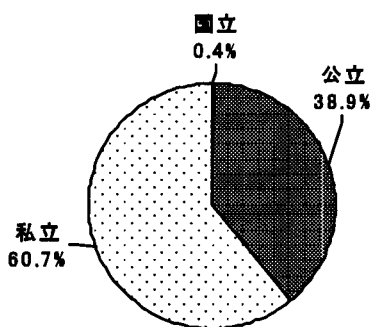


※ 数値は左から「賛成」「まあ賛成」「どちらともいえない」「まあ反対」「反対」「よく分からない」「無答・不明」の値(%)

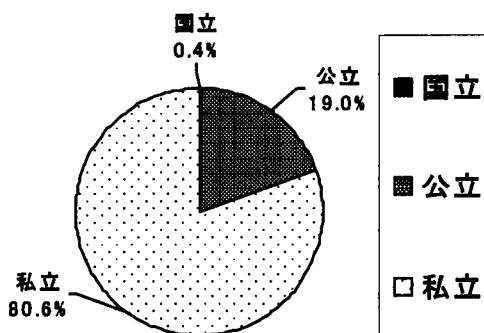
(出典)義務教育に関する意識調査 報告書(平成17年11月)(文部科学省委嘱調査)

(27) 国公立別幼稚園数・在園児数

国公立別幼稚園数の割合



国公立別在園児数割合(3~5歳児)



(平成20年5月1日現在、学校基本調査)

区分	合計	国立	公立	私立
幼稚園数(園)	13,626 100%	49 0.4%	5,301 38.9%	8,276 60.7%
在園児数				
計(人)	1,674,163 100%	6,374 0.4%	318,550 19.0%	1,349,239 80.6%
3歳児(人)	427,135 100%	1,265 0.3%	42,699 10.0%	383,171 89.7%
うち前年度間入園者数(人)	34,795 100%	0 0.0%	333 1.0%	34,462 99.0%
4歳児(人)	602,105 100%	2,572 0.4%	120,828 20.1%	478,705 79.5%
5歳児(人)	644,923 100%	2,537 0.4%	155,023 24.0%	487,363 75.6%
教員数(本務者)(人)	111,223 100%	335 0.3%	24,741 22.2%	86,147 77.5%

(注) ・四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。

・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。

(28) 経済財政改革の基本方針 2008(骨太の方針)(平成20年6月27日 閣議決定)(抄)

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

2. 未来を切り拓く教育

- ・ 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

(29) 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」
(平成20年12月24日閣議決定)(抄)

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

(2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2.に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

III. 税制抜本改革の全体像

1. 税制抜本改革の道筋

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

(30) 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年3月31日法律第13号)(抄)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2~3 (略)

第23回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成21年5月19日	資料6
--	-----

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた 今後の検討課題等

第1次報告を踏まえた今後の主な検討課題

一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計

《「新たな保育の仕組み」の詳細設計》

- **保育の必要性等の判断の仕組みの詳細** — 需要が供給を上回る地域における対象者間の優先度判断の必要性の有無・方法／定期的・短時間利用や不
定期な利用についての受け皿のあり方／保護者が非就労である障害児の取扱い／兄弟姉妹がいる場合の配慮／保障上限量（例えば週当たり2～3区分）の判断のあ
り方／保障上限量を超える利用に対する財政支援のあり方・負担のあり方／公正な選考を保障する仕組み／緊急的受け皿の確保策 等
- **保育の提供の仕組みの詳細** — 市町村の関与等の仕組み 等
- **参入の仕組みの詳細** — 基本的仕組み（客観的基準（最低基準による指定制を基本としつつ検討）／施設整備費（減価償却費）の運営費上乘せ、会計基
準の適用、運営費の使途制限の見直しに関する詳細／突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることがないような措置（指定基準等）／公費による給付
の適正性を確保するための方策 等
- **費用設定・費用の支払い方法の詳細** — 付加的サービスの価格設定等、費用の支払い・保育料徴収の具体的方策等
- **認可保育所の質の向上の詳細** — 保育所に求められる役割、専門性の高まり等に対応した質の向上（職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等）の詳
細／研修の制度的強化、実務経験と研修受講を通じたステップアップの仕組み、研修受講を可能とする配置基準の見直しの詳細／ステップアップした者の配置の費
用支払い上の評価等による処遇改善の詳細／保育士の計画的養成等
- **認可外保育施設の質の引き上げの詳細** — 経過的な最低基準到達支援の対象／無資格者の資格取得の仕組みなど従事者に対する研修のあり方／需要を
満たし得ない地域における利用者間の公平性確保の方法／小規模サービス類型の基準等／早朝・夜間帯保育の基準等 等
- **地域の保育機能の維持・向上の詳細** — 小規模サービス類型の基準等／多機能型の基準等／人口減少地域における保育機能のあり方 等
- **多様な保育サービスの詳細** — 早朝・夜間帯保育の基準等／計画的整備を行う仕組み／需要がまともでない地域の実施方法／延長保育利用者が少ない
場合の最適な保育の提供／小規模サービス類型の基準等／病児・病後児保育の水準の保障、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組み 等
- **情報公表・評価の仕組みの詳細** — 公的主体による情報公表制度の具体化／質の確保された公的保育であるかが明確に判別できる方法／第三者評価
機関の水準の向上、評価項目のあり方、受審促進の方策等 等

《放課後児童クラブの仕組み》

- 制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方
- 場所の確保(小学校の積極的活用等)、人材の確保(職員の処遇改善等)
- 対象年齢
- サービスの質の維持・向上のための基準の要否、そのあり方、担保方法
- 一体的運営を行っている場合の位置づけ(人員配置、専用スペースの基準等)

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

(一時預かり)

- 制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方
- 地域子育て支援拠点事業とともに実施することの意義、事業運営の安定性確保、近接するサービスとの関係整理 等

(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業)

- 制度上の位置づけ及び財源のあり方
- 取組促進の方策

(その他多様な子育て支援の取組等)

- 制度上の位置づけ及び財源のあり方
- 地域特性の応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的取組を促すための支援
- 担い手の育成、親がやがて支援者に回れるような循環を生む環境づくり、研修やバックアップ等の強化等質の向上、コーディネート機能の位置づけ 等

《経済的支援》

- 育児休業給付、児童手当や税制上の配慮を含めた経済的支援の充実(※サービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要に留意)

《情報公表・評価の仕組み》

- 情報が必要な時に容易に入手できる環境整備(コーディネート機能の仕組みと併せ)
- 公的主体による情報公表制度の具体化
- 第三者評価機関の水準の向上、評価項目のあり方、受審促進の方策等 等

《財源・費用負担》

- 社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担
 - ・ 国と地方の最適な負担、不適切な地域格差が生じない地方財政への配慮
 - ・ 受益と負担の連動を考慮した事業主負担、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 低所得者が安心して利用できることに配慮した利用者負担の水準・設定方法
 - ・ 多様な主体による寄付の促進方策

- 「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」の制度設計上の具体化
- 妊婦健診・乳幼児健診など母子保健事業、社会的養護、出産関係給付、育児休業給付等の新制度体系における位置づけ

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方

(平成20年5月20日 社会保障審議会少子化対策特別部会) 抜粋

1 基本認識

(2) 新制度体系に求められる要素

(包括性・体系性)

○ 新制度体系においては、給付内容や費用負担がそれぞれの考え方に基づき行われている次世代育成支援に関する給付・サービス(※)を、広く包括的に捉えた上で、関係府省間において連携を図りつつ、体系的に整理していくことが必要である。

※ 次世代育成支援に関する給付・サービスについては、

- ・ 現物給付として、保育・放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立を支えるサービスの他、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健サービス、児童虐待防止や社会的養護など
- ・ 現金給付として、児童手当・育児休業給付など

が含まれる。

これらサービス・給付が、市町村や都道府県の連携等により、総合的に行われることが必要。

(普遍性)

○ 新制度体系においては、地方公共団体の適切な関与の下で、誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択し、利用できるようにすることが必要である。

(連続性)

○ 新制度体系においては、事業主の取組と地方公共団体の取組の連結や十分なサービス量の確保等を通じ、育児休業明けの保育所入所、就学後の放課後児童クラブの利用等、切れ目ない支援が行われるようにすることが必要である。

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」 (平成20年12月24日閣議決定)(抜粋)

Ⅱ. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

2. 安心強化と財源確保の同時進行

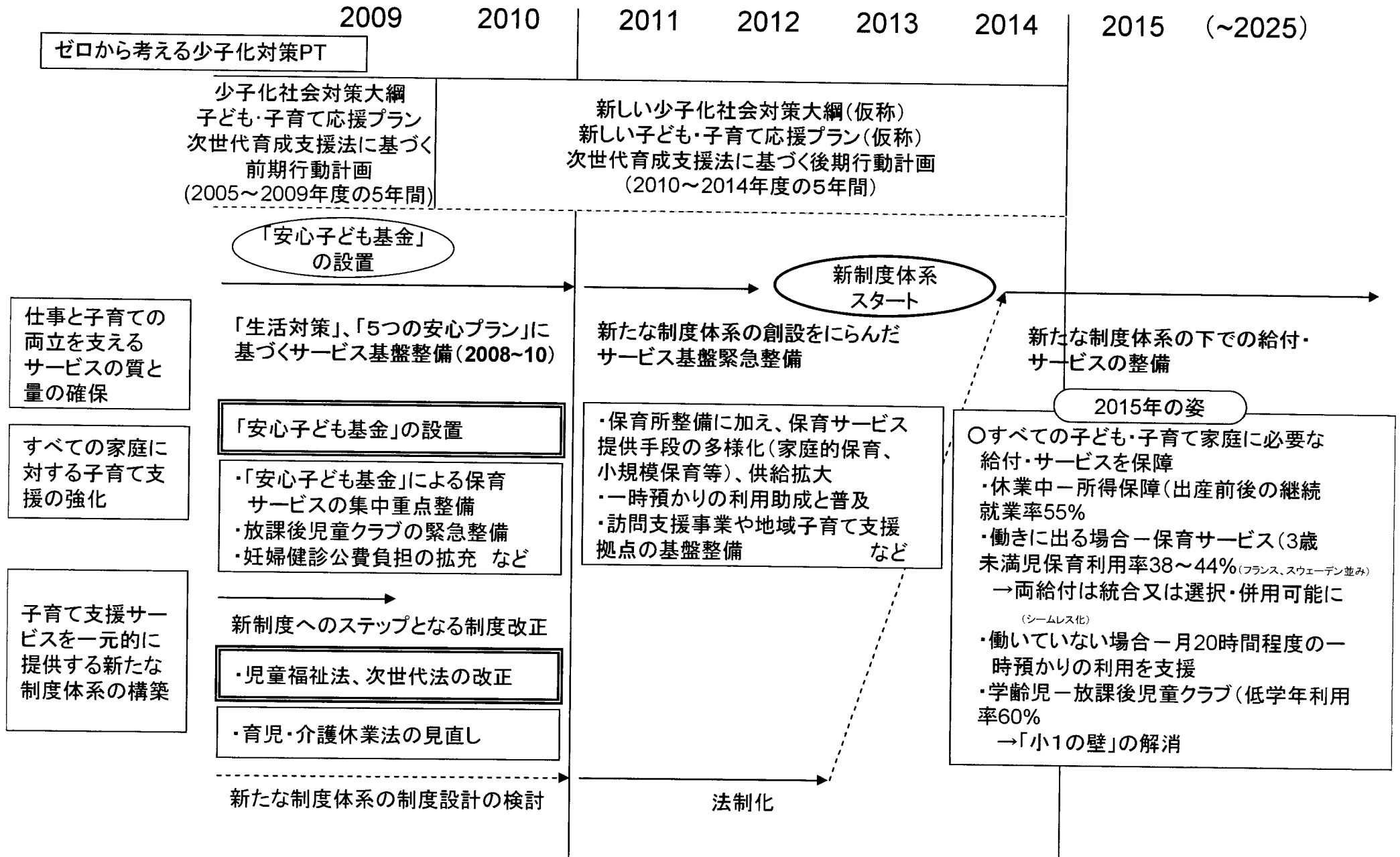
国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

2. 税制抜本改革の基本的方向性

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

少子化対策の工程表



「所得税法等の一部を改正する法律」(平成21年法律第13号) 抜粋

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組みその他これに準ずるものをいう。)の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

(略)

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

(略)

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

(略)

第23回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成21年5月19日	参考資料
--	------

規制改革推進のための3か年計画（再改定）
（次世代育成支援関係抜粋）

平成21年3月31日
閣議決定

II 重点計画事項

2 福祉、保育、介護

(2) 保育分野

① 抜本的な保育制度改革

ア 直接契約方式の導入

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、平成 10 年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、利用者と施設間の直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

規制改革会議では、直接契約方式を導入することにより、利用者は、居住地に縛られずに、最寄り駅、保護者の職場、児童の祖父母の家等に近い施設を自由に選択して預けることや、必要なサービスを提供している所を選択することが可能になると指摘している。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合など、本来、利用者に選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかという懸念もあることから、セーフティネットとして保育所において障害児や特に保育サービスが必要な者、低所得者などの社会的弱者を排除しないような受入れ体制の整備・強化のための仕組みについても検討する。

したがって、保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年度結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**（Ⅲ福祉イ③）

イ 直接補助方式の導入

現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助を行っている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必

要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に入所できた場合と、認可保育所に入所できず、やむなく認可外のサービスを利用する場合や、保護者が就労継続そのものを断念せざるを得ない場合の間には、負担する保育料や就業機会・利益の得失において非常に大きな格差が生じることがある。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外保育施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。

規制改革会議では、利用者へ直接補助する方式を採り入れれば、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乘せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が格段に広がり、加えて、利用者が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できると指摘している。また、認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行うことを前提に、サービス内容と利用者が支払う負担が見合ったものとする必要がある。利用者が施設と契約を結び、サービス内容に見合った利用料を支払う仕組みの中で、多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものとする。

さらに、現在、保育所の保育料は月額単位となっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯による利用や在宅保育世帯による一時保育の利用も増えることと予想されることから、保育料を利用量に応じた形に見直す必要もある。

したがって、投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じた補助方式を導入することにつき、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、措置を講ずる。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行う。

その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育（保育ママ）等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行う。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年度結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**（Ⅲ福祉イ④）

ウ 「保育に欠ける」要件の見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育事業によるサービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されてい

る。この「保育に欠ける」要件は、具体的には児童福祉法施行令（昭和22年政令第74号）で定める基準に従い、各地方公共団体の条例で定めることとなっているが、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、児童福祉法施行令で定める基準については長年見直しがなされていない。そのため、保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない場合がある。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所ににくいという指摘もある。

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦（夫）世帯でも、必要に応じて保育所等において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得る。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、新たな補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**（Ⅲ福祉イ⑥aイ）

② 保育所に係る制度改革と運用改善

ア イコールフットィングによる株式会社等の参入促進

待機児童の多い地域等においては、保育サービス供給量を劇的に増やす必要がある中、保育所運営にも多様な民間事業者の参入を促すためには、様々な阻害要因を早急に取り除かなければならない。したがって、以下の具体策について、新たな制度設計の詳細に係る検討を行い、結論を得、措置を講ずる。

第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて。

第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について。

第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の使途範囲の在り方について。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置】**（Ⅲ福祉イ⑩a）

また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されな

いよう、引き続き都道府県への周知徹底を図る。**【平成 21 年度措置】**（Ⅲ福祉イ⑩ b）

イ 地域の実情に応じた施設の設置の促進

私立保育所や認定こども園、認証保育所等、様々な施設のサービスや運営効率、利用者満足度の相互比較を行うなどして、限られた財源を効率的に活用し、施設の設置を進める必要がある。

したがって、効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成 20 年度結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**（Ⅲ福祉イ⑪）

ウ 保育所における給食の外部搬入方式の容認

特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」（特例番号 920）について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。**【平成 20 年度検討、できる限り早期に結論】**（Ⅲ福祉イ⑫ a）

また、特区事業が全国展開された場合においては、給食の在り方全般について検討を行う。**【特区事業が全国展開された場合には速やかに検討】**（Ⅲ福祉イ⑫ b）

エ 入所選考等に係る情報開示の徹底

利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図る。**【平成 21 年度措置】**（Ⅲ福祉イ⑬ b）

③ その他の保育・子育て支援サービスの拡充

ア 認定こども園制度の見直し

（ア）運用改善による普及の促進

認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において平成 20 年 7 月末に取りまとめた普及促進策に基づき、早

期に運用の改善を行う。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助する。【平成 20 年度より逐次実施】(Ⅲ福祉イ①c)

(イ) 認定こども園の制度改革

平成 20 年 10 月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の 3 大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、20 年度中に結論を得る。【平成 20 年度結論】(Ⅲ福祉イ②)

イ 家庭的保育（保育ママ）の拡充に向けた取組

(ア) 家庭的保育者の要件の緩和

家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正法が第 170 回臨時国会において成立したところであり、今後省令で定める家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図る。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とする。

また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」としているが、例えば、フランスでは実子も含めて 3 人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含める。【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】(Ⅲ福祉イ⑬a)

(イ) 実施基準・ガイドラインの適切な策定

家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮する。【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】(Ⅲ福祉イ⑬b)

(ウ) 対象児童の拡大

本来、少人数かつ家庭的な環境で保育が行われる保育ママは、保育所における集団保育とは異なり、個別で柔軟な保育が可能であることなどから積極的に保育ママを希望する保護者・家庭もある。

そのため、国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの 1 つとして、「① 抜本的な保育制度改革 ウ 「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切

な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討し、平成 20 年度結論、平成 21 年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】**（Ⅲ福祉イ⑬c）

(エ)「家庭的保育支援者」の見直し

家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直す。

【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】（Ⅲ福祉イ⑬d）

ウ 民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化

今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討する。**【平成 21 年度検討・結論、平成 22 年度措置】**（Ⅲ福祉イ

⑭）

エ 認可外保育施設の質の維持・向上

認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図る。**【平成 21 年度措置】**

（Ⅲ福祉イ⑮）

3 雇用・就労

(1) 保育士資格制度

① 保育士養成施設等における科目等の見直し

保育士養成施設及び保育士試験の科目については、今の保育の現場にふさわしい保育士の質を担保できるよう、保育現場で実践的に活用できる内容の充実を図るとともに、必要な整理を行う。なお、これらの見直しによって、負担が軽減されることが望ましいが、少なくとも、全体としての負担が増えることがないように図る。

さらに、保育士養成施設において、国家試験を義務付けるなど知識・技能の習得が確実になされる方策を検討する。**【平成 21 年度結論】(Ⅲ雇用エ⑤a)**

② 多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の検討

例えば、保育士試験においては、高卒者及び中卒者は、2年あるいは5年の実務経験を受験要件としているが、実務経験を積む機会が限定的で、育児経験を有する者等多様な人材が、保育士資格を取得するには困難なことも多い。

そのため、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)に記載された「保育士試験受験要件等の見直し」の内容にとどまらず、多様な人材が、保育の質を担保することを前提に、保育現場に入りやすくなるような方策について速やかに検討する。**【平成 21 年度結論】(Ⅲ雇用エ⑤b)**

(略)

(3) 病児・病後児保育サービスの拡充

① 病児・病後児保育施設に対する補助金交付に関する職員配置基準の緩和

病児・病後児保育施設に対しては補助金の交付が行われているが、要求される配置職員が平成20年度から増員され、利用定員4人以上の施設では、看護師等1名以上と保育士2名以上となった。しかし、この職員配置基準は、保育所の職員配置基準(子ども3人(乳児)～30人(満4歳以上の幼児)に対し保育士1人。)や、病院の職員配置基準(診療報酬では、一般病棟入院について、看護職員1人に対し、入院患者7・10・13・15人で区分されている。)に比べても、過剰なもので、保育サービス提供者及び利用者に対する負担が大きい。そればかりか、看護師・保育士資格保有者の募集が難しい現状においては、サービス提供自体が抑制されるおそれすらある。

配置職員の増員を含めた平成20年度の病児・病後児保育事業の再編の効果について、サービスの質・量の両面から調査・分析を行い、職員配置基準の緩和を検討する。**【平成 21 年度結論 平成 22 年度措置】(Ⅲ雇用エ⑦b)**

Ⅲ 措置事項

11 福祉・保育等関係

イ 保育

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
①「認定こども園」の普及促進のための取組 (文部科学省、厚生労働省)	a 平成18年10月より制度化された認定こども園について、より多くの施設が認定を受け、広く普及するよう、各自治体における認定状況や施設の利用状況などを把握・評価・公表し、適宜、制度の改善を図る。	改定・福祉 イ①a	適宜措置		
	b 「認定こども園」については、根拠法令や所管省庁が異なることにより、あらゆる手続き上の不便さを訴える声があがっている。運用面の課題解決は、法改正を伴わないものも多い。地方公共団体や事業者にとっての負担の軽減という観点からも、可及的速やかに実態調査を実施し、認定・認可・補助金に係る申請や会計報告、監査等の事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずる。調査に際しては、「認定こども園」の普及促進の観点から、地方公共団体、施設、利用者の声が反映されるよう工夫する。	改定・福祉 イ①b	一部措置済	平成20年度から措置	
	c 認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において平成20年7月末に取りまとめた普及促進策に基づき、早期に運用の改善を行う。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助する。	重点・福祉 (2)③ア (ア)	平成20年度より逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
②認定こども園の制度改革 (内閣府、文部科学省、厚生労働省、)	平成20年10月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、20年度中に結論を得る。	重点・福祉 (2)③ア (イ)		結論	
③直接契約方式の導入 (厚生労働省)	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、平成10年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようになったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。</p> <p>一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、利用者と施設間の直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。</p> <p>規制改革会議では、直接契約方式を導入することにより、利用者は、居住地に縛られずに、最寄り駅、保護者の職場、児童の祖父母の家等に近い施設を自由に選択して預けることや、必要なサービスを提供している所を選択することが可能になると指摘している。</p> <p>なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合など、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかと懸念もあることから、セーフティネットとして保育所において障害児や特に保育サービスが必要な者、低所得者などの社会的弱者を排除しないような受入れ体制の整備・強化のための仕組みについても検討する。</p>	重点・福祉 (2)①ア [改定・福祉イ②]		包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	したがって、保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。				
④直接補助方式の導入 (厚生労働省)	<p>現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助を行っている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に入所できた場合と、認可保育所に入所できず、やむなく認可外のサービスを利用する場合や、保護者が就労継続そのものを断念せざるを得ない場合の間には、負担する保育料や就業機会・利益の得失において非常に大きな格差が生じることがある。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外保育施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。</p> <p>規制改革会議では、利用者へ直接補助する方式を採り入れれば、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が格段に広がり、加えて、利用者が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できると指摘している。また、認可保育所の利用料は、保護者の所得に応じた一律の</p>	重点・福祉 (2)①イ 〔改定・福祉イ②〕			包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>公定料金となっているが、低所得者層への十分な配慮を行うことを前提に、サービス内容と利用者が支払う負担が見合ったものとする必要がある。利用者が施設と契約を結び、サービス内容に見合った利用料を支払う仕組みの中で、多様なニーズにきめ細かく対応できるサービスの拡充が図られるものと考ええる。</p> <p>さらに、現在、保育所の保育料は月額単位となっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯による利用や在宅保育世帯による一時保育の利用も増えると予想されることから、保育料を利用量に応じた形に見直す必要もある。</p> <p>したがって、投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じた補助方式を導入することにつき、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、措置を講ずる。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行う。</p> <p>その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育（保育ママ）等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行う。</p>				

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑤保育サービスの情報公開の促進等 (厚生労働省)	<p>直接契約方式の導入に当たっては、各認可保育所が契約当事者になることから、少なくとも現在市町村に義務付けられている、施設及び設備の状況、入所定員、職員の状況、開所時間、保育の方針等運営の状況、保育料に関する事項については、各認可保育所に公開を義務付けることを検討する。</p> <p>併せて、在宅サービスについても、必要な情報提供の在り方について検討する。</p>	改定・福祉イ③	包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置		
⑥保育所の入所基準等に係る見直し (厚生労働省)	<p>a 保育所の入所基準に係る見直し</p> <p>ア 待機児童の多い都市部等では、パートタイム勤務等の保護者の子どもが「保育に欠ける」要件を満たしながら保育所に入所できないとの指摘や、「保育に欠ける」要件を満たさない子どもの保護者の中には、日中のフルタイム勤務をしていない母子世帯や低所得者層も含まれているとの指摘もあり、このような保育所に入所していないが保育の必要性が高いと判断される児童の実態について調査する。</p>	改定・福祉イ④aア		一部措置済	
	<p>イ 戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育事業によるサービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されている。この「保育に欠ける」要件は、具体的には児童福祉法施行令（昭和22年政令第74号）で定める基準に従い、各地方公共団体の条例で定めることとなっているが、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、児童福祉法施行令で定める基準については長年見直しがなされていない。</p>	重点・福祉(2)①ウ 〔改定・福祉イ④aイ〕			包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>そのため、保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない場合がある。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所ににくいという指摘もある。</p> <p>したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、必要に応じて保育所等において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得る。</p> <p>なお、入所希望者数が定員数を超える場合、新たな補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。</p>				
	<p>b 入所選考等に係る情報開示の徹底 利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図る。</p>	<p>重点・福祉 (2)②エ 〔改定・福祉イ④b〕</p>			措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑦保育所の最低基準等に係る見直し (厚生労働省)	<p>a 保育所の最低基準の見直し</p> <p>児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）は、昭和23年の制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくないとの指摘がある。例えば、保育所について、乳児のほふく室の面積基準は1人あたり3.3㎡、保育に従事する者の要件はすべて保育士資格を保有する者と定められているが、一方で、東京都の認証保育所制度では、それぞれ2.5㎡、資格保有者6割までは緩和が認められており、基準の緩和による具体的な問題は必ずしも明らかになっていない。また、「認定こども園」の幼稚園型、地方裁量型の施設では、3歳以上の長時間利用児（「保育に欠ける」要件を満たす子ども）を保育する職員は、保育士資格の取得に向けた努力など一定の条件つきで幼稚園教諭でも可とされている。</p> <p>したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。その際、認可保育所との比較対象として、地方公共団体が独自に実施している保育室等を含める。</p>	改定・福祉 イ⑤a		調査実施・分析	措置
	<p>b 保育所定員の見直し</p> <p>待機児童を抱える保育所における定員の弾力化については、段階的に認めてきたところであり、現在は、年度当初（4月）の定員超過率は15%、5月は25%まで、10月以降は職員配置・面積基準の範囲内で25%を超えても構わないとしている。それに対し、市町村からは、定員超過率の更なる弾力化、あるいは超過率の決定権限の市町村への委譲を求める要望があがっている。</p> <p>一方で、恒常的に定員を超えた数の児童を受け入れている保育所に対しては、3年を目途に定員改定を行うよう通知しているが、定員が増加する</p>	改定・福祉 イ⑤b		検討・結論	措置（4月）

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	と補助額の単価が下がってしまうという保育所にとっての阻害要因が存在する。 そのため、保育所が定員を増やすことへの意欲・取組を阻害しないような方策を講じるとともに、現在行われている弾力化の状況を考慮しつつ、定員超過率の設定の見直しについて検討を行う。				
⑧夜間保育、 休日保育の 推進 (厚生労働省)	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対応する施策を推進する。また、休日保育についても、計画的に推進する。	改定・福祉 イ⑥	子ども・子育て応援プランに基づき計画的に推進		
⑨保育所等の 受入児童数 の拡大 (厚生労働省)	保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	改定・福祉 イ⑦	逐次実施		
⑩イコールド ディング による株式 会社等の参 入促進 (厚生労働 省)	a 待機児童の多い地域等においては、保育サービス供給量を劇的に増やす必要がある中、保育所運営にも多様な民間事業者の参入を促すためには、様々な阻害要因を早急に取り除かなければならない。したがって、以下の具体策について、新たな制度設計の詳細に係る検討を行い、結論を得、措置を講ずる。 第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて。 第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について。 第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の用途範囲の在り方について。	重点・福祉 (2)②ア	包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されないよう、引き続き都道府県への周知徹底を図る。				措置
⑪地域の実情に応じた施設の設置の促進 (厚生労働省)	<p>私立保育所や認定こども園、認証保育所等、様々な施設のサービスや運営効率、利用者満足度の相互比較を行うなどして、限られた財源を効率的に活用し、施設の設置を進める必要がある。</p> <p>したがって、効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。</p>	重点・福祉 (2)②イ			包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑫保育所における給食の外部搬入方式の容認 (内閣官房) (厚生労働省)	a 特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号920)について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。	重点・福祉 (2)②ウ		平成20年度検討、 できる限り早期に 結論	
	b また、特区事業が全国展開された場合においては、給食の在り方全般について検討を行う。			特区事業が全国展開された場合には、速やかに検討	
⑬家庭的保育 (保育ママ)の拡充 に向けた取組 (厚生労働省)	a 家庭的保育者の要件の緩和 家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正法が第170回臨時国会において成立したところであり、今後省令で定める家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図る。 具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とする。 また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」としているが、例えば、フランスでは実子も含めて3人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含める。	重点・福祉 (2)③イ (ア) [改定・福祉イ ⑧]		平成21 年度検 討・結 論、平成 22年度 措置	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>b 実施基準・ガイドラインの適切な策定 家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮する。</p>	重点・福祉 (2)③イ (イ)			平成21年度検討・結論、平成22年度措置
	<p>c 対象児童の拡大 本来、少人数かつ家庭的な環境で保育が行われる保育ママは、保育所における集団保育とは異なり、個別で柔軟な保育が可能であることなどから積極的に保育ママを希望する保護者・家庭もある。 そのため、国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの1つとして、「①抜本的な保育制度改革 ウ 「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得る。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずる。</p>	重点・福祉 (2)③イ (ウ)		包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年度結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置	
	<p>d 「家庭的保育支援者」の見直し 家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直す。</p>	重点・福祉 (2)③イ (エ)			平成21年度検討・結論、平成22年度措置
⑭民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化 (厚生労働省)	<p>今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討する。</p>	重点・福祉 (2)③ウ			平成21年度検討・結論、平成22年度措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑮認可外保育施設の質の維持・向上 (厚生労働省)	認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図る。	重点・福祉 (2)③エ		一部措置済	措置
⑯ベビーシッター育児支援事業の運営の適正化 (厚生労働省)	<p>年金特別会計児童手当勘定を財源とし、国が財団法人こども未来財団に補助、さらに社団法人全国ベビーシッター協会に事務手続きを委託しているベビーシッター育児支援事業の運営の在り方を再検証し、その適正化を図る。</p> <p>また、この事業において、ベビーシッター育児支援割引券等が使用できるベビーシッター事業者は、全国ベビーシッター協会の正会員である事業者(平成19年3月末時点でわずか112社)に限定されている。</p> <p>そのため、当該割引券等が使用できる事業者の要件の妥当性を至急検証し、見直しを行う。</p>	改定・福祉 イ⑨	検討・結論		措置

ウ 両立支援

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
④事業所内託児施設等の質の担保の徹底 (厚生労働省)	<p>現行制度では、事業所内託児施設等を認可外保育施設として位置づけており、認可外保育施設指導監督基準に沿って、都道府県が指導監督を実施することとしている。</p> <p>今後、適切な指導監督が行われ、保育の質及び適正な運営が確保されるよう周知徹底を図る。</p>	改定・福祉ウ④	逐次実施		

12 雇用・労働関係

エ 就労の促進・チャレンジ機会の拡大

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
④保育士試験受験要件等の見直し (厚生労働省)	a 保育士試験においては、高卒者及び中卒者について受験要件としている実務経験を積む機会が限定的であるのが実態である。 実務経験の内容について、実務経験の機会を広げる観点から、家庭的保育（保育ママ）の経験を含める等対象範囲を広げるとともに、フルタイム勤務に限らず多様な勤務形態を認める等の見直しについて検討を行い、その結果を広く周知する。	改定・雇用エ④		検討開始	
	b 保育士養成制度の見直し（養成施設のカリキュラムや保育士試験のあり方等）においては、保育現場での実践力を備えた人材を養成することに留意する。また、高卒程度の学歴を有しない者に対しても、家庭的保育（保育ママ）の経験を有する者については養成施設への入所を可能とする等、育児・保育経験を有する人材がチャレンジする機会を確保する観点から検討する。			検討開始	
⑤保育士資格制度（厚生労働省）	a 保育士養成施設及び保育士試験の科目については、今の保育の現場にふさわしい保育士の質を担保できるよう、保育現場で実践的に活用できる内容の充実を図るとともに、必要な整理を行う。なお、これらの見直しによって、負担が軽減されることが望ましいが、少なくとも、全体としての負担が増えることがないように図る。 さらに、保育士養成施設において、国家試験を義務付けるなど知識・技能の習得が確実にされる方策を検討する。	重点・雇用（1） ①			結論
	b 多様な人材が、保育の質を担保することを前提に、保育現場に入りやすくなるような方策について速やかに検討する。	重点・雇用（1） ②			結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
⑦病児・病後児保育サービスの拡充(厚生労働省)	<p>a 交付金を受けた各市町村は、病児・病後児保育事業者への補助金支給の際に利用料設定に係る規定を設けているが、大半の事業者における利用料は、事実上 2,000 円/日程度に固定化されてしまっている。一方、施設(医療機関併設型、保育所型等)事業者の9割近くが、採算上赤字という調査結果が出ている。また、補助金が預かり児童数4名で頭打ちになるケースが多いため、定員4名以上の場合は、預かれば預かるほど赤字が増えるという構造になっている。</p> <p>したがって、事業の実態を十分に把握し、利用料の設定方法も含め、病児・病後児保育事業が安定的に実施されるよう適切に助言等を行う。</p>	改定・福祉イ⑩		措置済	
	<p>b 配置職員の増員を含めた平成20年度の病児・病後児保育事業の再編の効果について、サービスの質・量の両面から調査・分析を行い、職員配置基準の緩和を検討する。</p>	重点・雇用(3)①			平成21年度結論、平成22年度措置